

令和5年3月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和5年3月6日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 岩 瀬 清 君	3番 瀧 口 和 男 君
4番 長 田 悟 君	5番 戸 坂 健 一 君	6番 渡 辺 ヒロ子 君
7番 狩 野 光 一 君	8番 久 我 恵 子 君	9番 佐 藤 啓 史 君
10番 岩 瀬 洋 男 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 寺 尾 重 雄 君	14番 末 吉 定 夫 君	15番 岩 瀬 義 信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
企 画 課 長 高 橋 吉 造 君	財 政 課 長 軽 込 一 浩 君
消 防 防 災 課 長 神 戸 哲 也 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 岩 瀬 由美子 君	高 齢 者 支 援 課 長 渡 邊 治 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 大 森 基 彦 君	会 計 課 長 鈴 木 和 幸 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 渡 邊 弘 則 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 植 村 仁 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程5号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第10号 権利の放棄について

議案第11号 勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定について

議案第13号 かつうら文化振興基金条例の制定について

- 議案第14号 勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の制定について
議案第15号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第16号 勝浦市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第18号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 令和5年度勝浦市一般会計予算
議案第20号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
議案第21号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計予算
議案第23号 令和5年度勝浦市水道事業会計予算
議案第24号 勝浦市民憲章の制定について
-

開 議

令和5年3月6日（月） 午前10時開議

○議長（末吉定夫君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第10号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） それでは、議案第10号 債権の放棄についてであります。

まず初めに、この議案上程までの概要と経緯について、お伺いをいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。水道料金債権につきましては、以前は地方自治法の規定が適用されまして、公債権として解釈されておりましたことから、消滅時効期間は5年間、この消滅時効期間の5年間が経過いたしますと、自動的に消滅時効となりまして、債権も消滅することになっておりました。

その後、平成15年の最高裁判所で、地方公共団体が経営する水道の料金債権が、民法第173条第1号が定めます2年の短期消滅時効が適用されるとしました東京高等裁判所の判決を是認する判断がありまして、この時点で、私債権に解釈が改められたところでございます。

その後の民法改正で、令和2年4月1日以降に給水契約をしました場合につきましては、消滅時効期間が5年間とされているところでございます。

私法上の債権につきましては、単に時効の期間が経過しただけでは、債権が消滅しないというところが、公債権、公法上の債権との大きな違いとなっているところでございます。

水道料金が私法上の債権となったことによりまして、公債権のように、自動的に権利は消滅しないということになりますので、この債権を簿外資産として管理することが必要となっております。

この債権のほとんどが、死亡された方とか転居先不明になっている方が多うございまして、実質は回収困難な債権がほとんどというところで、以前のように債権が自動的に消滅しないために、この不良債権の消滅時効について検討する必要があるというところでございます。

勝浦市の水道事業としまして、これまで回収困難となっておりました債権につきましては、時効消滅期間を経過しました後に、会計上の不納欠損処理を行いまして、簿外資産として管理をしてきておるところでございます。

現時点で問題は生じておりませんが、債権管理条例の制定に向けての動きなど、これらのことから、債権放棄を行おうというもので、今回の上程に至ったというところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 水道料金が私法上の債権となったということで、自動的に債権は消滅しなくなったので、現在、会計上の不納欠損処理を行って、簿外資産として管理をしているということでもあります。

この不良債権の消滅方法に関しまして検討する必要があるって、この債権管理条例が施行すると、市長の報告事項になってしまうということもありますので、その前に議会に提出し、議会の議決を得て、その債権放棄をしていこうということだというふうに思いますので、事前にこういうふうな形で提出していただいたことは、とてもよかったことだというふうに私は思っております。

その中で、今回、権利の放棄の対象となる債権、先ほどちょっと説明あったんですけど、どういった債権なのか、改めて御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。対象となります債権につきましては、解釈が改めら

れました平成15年の10月以降に不納欠損処理を行いまして、簿外資産として管理を行っている債権、こちらが対象になる債権でございます。

判断が改められました平成15年10月、そこから遡ること5年前ですね。平成10年9月分までにつきましては、公債権としまして、5年で自動的に消滅時効となりますので、特に特別な手続は必要としませんけれども、10年10月分以降につきましては、私債権ということで、簿外管理を行っている債権ということになりますので、平成10年の10月以降が、今回の対象となる債権でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 平成10年10月以降に私債権となったということでありまして、現在、簿外管理を行っている私債権が対象ということになるということでありました。

資料が添付されておりますので、それを見れば、およその一覧は分かるんですけど、この中で、債務者とか債権数と、もう数字がずっと出てきておりますね。この辺のカウントの表記ですよ。これ人数とか、実際にこれだけの人数がいたのかといったような形に、見ると思ってしまうところもあるんですけども、どう、このカウントが行われていったのかということと併せて、今回は、平成30年度までの私債権放棄ということでもありますけれども、先ほど言われた簿外資産として台帳管理されているというふうに言われていましたその債権が、これで一旦、整理されるのかということに関しまして、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。まず、債務者、債権、こちらのカウントでございますけれども、まず、債務者のほうにつきましては、1人の方、もちろんカウントなんですけど、1人の方でも、複数年度にわたって債権がある場合には、それぞれの年度でのカウントとなります。

また、複数の施設の契約というんですか、2か所、3か所、持っている方もいらっしゃるんです。そういった場所に依拠してカウントもされます。例えば一つの例といたしまして、お一人の方で、契約箇所が2か所あって、3年間にわたって滞納、対象となっているということであれば、2か所掛ける3年間で、6人・法人というカウントになります。

また、債権数につきましては、1回ごとの請求単位が債権の数ということになりますので、こちらでも例といたしましては、1人の方で1か月分であれば1件、また5か月分であれば5件、こういったカウントとなりますので、債務者の数とは一致しないというところでございます。

もう1点、台帳管理されております債権、こちらで全てかというところでございますけれども、現時点までに不納欠損処理が行われまして、簿外管理をしていた全ての債権が対象となっておりますので、債権はこちらで全て整理されるということになります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。

以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第11号 勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定について、議案第13号 かつうら文化振興基金条例の制定について、議案第14号 勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の制定について、議案第15号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上8件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうからは議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定について、それと議案第14号、勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の制定について、議案第17号 勝浦市幼保連携型認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、この3件をさせていただきます。

まず、最初に第12号でございます。この条例の制定につきましては、先ほど質疑にございました、議案第10号で上程されました権利の放棄についての関連があると考えます。

この中では、地方自治法第96条では「普通公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」と、議決事件を規定しており、その第1項第10号の規定では、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めのある場合を除くほか、権利を放棄すること」とされています。これにつきましては、条例に特別な定めがない場合については、議決事件だということを書いてあると思います。

としますと、議案第10号は、まさに権利の放棄を議決するため上程されたものであり、第12号、勝浦市債権管理条例は、地方自治法第96条第1項第10号の規定の「条例に特別の定めのある場合を除くほか」、これに該当する条例であるとすれば、この条例の制定によって、議会の議決事項外となって、勝浦市債権管理条例第16条で規定する「債権を放棄したときは……議会に報告する」というような形で考えているんですけども、こういう考えでよろしいか、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。長田議員がおっしゃるところと重複する部分があるかと思いますが、地方自治法の第96条では、議会の議決事件が列記されておりまして、その第1項第10号に「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」との規定がございます。

よりまして、債権の放棄は、議決事件ながらも、今回、御提案いたしております条例案の第15条に権利の放棄を設けてございまして、先ほどの自治法の条文の中の「特別の定め」という位置づけとさせていただいたところでございます。

この条例案に基づきまして債権の放棄を行った場合には、議員おっしゃるとおり、条例案第16

条によりまして、議会へ報告をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。それでは、この条例の第5条なんですけども、ここでは、台帳整備が規定されています。この内容は、台帳管理は「各課等の責任において」となっています。

実際に債権管理につきましてはこれまでも、債権管理も当然、各課で適正に管理していると考えますが、議決事件ではなく、今回から報告にすることであれば、この台帳に記載された履行状況、対応状況等、また財産調査の状況など、チェックする機関が必要だと私は考えますが、この台帳が定期監査の対象となるかどうかという考えのことで、お答え願いたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。地方自治法の第199条の監査に関する部分、条文でございますけれども、これに照らし合わせますと、この事務執行におきましては、監査の受査、監査の対象ということを私どものほうでは念頭にするところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。この条例をネットで検索しますと、3分の1ぐらいの各地方公共団体で制定しているということですが、そうなりますと、ほかの市町村も参考にしてもらいたいと考えます。

この解釈の中では、権利を放棄するということについては、地方公共団体の有する権利を放棄、放棄というのは解釈があって、権利の放棄とは、権利者の意思行為により権利を消滅させることであるから、単に権利を行使しない場合には、ここでのいう権利の放棄には含まれないという解説もございます。

このような背景からすれば、この条例は、権利を放棄するための条例ではなく、条例第1条に規定します「債権の管理の適正を期する」、そういう目的達成のために運用していただきたいと考えます。ひとつよろしくをお願いします。

次に、議案第14号 勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の制定についてでございますが、「千葉県より借り受け」とありますが、有償か、無償かということ。それと直近の駐車場の利用状況、収入状況、海中公園の入場者数等をお知らせ願います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、1点目の「千葉県より借り受け」とあるが、有償か、無償かというところでございますが、これにつきましては、手続といたしましては、千葉県のほうに普通財産の貸付申請を行いまして、あわせまして、普通財産貸付料減免申請を行うことで対応するというところで、協議しているところでございます。

したがって、有償での貸付になりますが、実際お金がかからずに借りることができるということになるということでございます。

続きまして、駐車場の直近の利用状況でございますが、令和5年1月末現在の利用状況でございますが、普通車が5万2,268台で、収入が1,165万6,300円。大型車が111台で、8万4,900円。合計で、5万2,379台で、1,174万1,200円でございます。

ちなみに令和3年度でございますが、これは1年間で申し上げますと、普通車が4万4,618台、収入金額、985万3,200円。大型車31台、2万6,100円。合計で、4万4,649台で、987万9,300円と

いうことでございます。

また、海中公園の入場者数でございますが、平成5年2月末現在で、11万844人でございます。これについては、遡りますと、平成22年度以来の大勢の方が海中公園に訪れていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 次に、今の話の中では、減免であるというような話がございます。千葉県のほうから減免ということで、その理由的なところとか、光熱水費がどうだとか、そういう何か条件とかが、あるのかどうかというところを一つ聞きたい。

それと、もう一つは、令和5年4月から、勝浦市のほうがそれを運用するということであると思うんですけども、具体的な運営方法について、お伺いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。これを千葉県のほうから借り受けまして、どのようにして運営していくのかというところでございますが、現状、この駐車場は、かつうら海中公園センターが千葉県より業務委託を受けまして、行っているところでございます。

したがいまして、業務委託先がそこになるかどうかというわけではなくて、業務委託により運営していくということを考えているところでございます。

したがいまして、経費でどういったものがかかるかといいますと、消耗品費とか光熱水費、また簡易な修繕、あと保守管理料、エレベーターとか自動ドア、そういったものですね。それにつきましても、保守管理料につきましては市のほうで負担すると。あと業務委託により、実際の運営は行っていくというようなことを考えているところであります。

したがいまして、現状と同様の方法で運営していきたいということを今のところ考えているということでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 業務委託ということで今、考えているのは、海中公園のほうに業務委託というようなことかと思います。

この条例の中を見ますと、指定管理をその後するというような形で書いてあると思いますが、この当初予算の36ページですか。駐車場料金の収入が1,000万円、これが計上されているということで、先ほどの中で、1年間の駐車場の収入が1,000万円を超えていますので、およそ1,000万円は別に問題ないと思うんですけども、ただ、勝浦市でやった場合につきましては、それが収入になってきます。

しかし、指定管理をした場合につきましては、この1,000万円というようなことが、本来、指定管理のほうの収入になる。また、それについて指定管理の方法なんですけども、これは滞在型のエデンと同じような形で、その施設等につきましては、市あるいは県の施設ですけど、それを民間に貸し付けて、少しでもプラスになるような指定管理の方法というような形が、一番いいのかなと。

その際に、できれば料金、今、200円だと思います。一般の車が200円だということでありますので、これはその地域の発展とか駐車場については必要だということであれば、指定管理で市のほうの収入もありますけども、また、使う方につきましても、200円というところ、また物価高騰とかそういうことで、また、しなくちゃいけないと思いますけれども、今度の条例の中でも200円

という規定をしています。ということであれば、200円等を堅持していただいて、物価高騰等によっては、また条例、議会に上程しての状況把握の中で、条例改正という形になってくると思いますので、できるだけ市のほうの負担がないような運営のほうを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう一つ、議案第17号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてなんですけども、この改正によりまして、開園時間を午前7時から午後7時に延長するということなんですけども、これによります人員配置や時間外勤務等における経費、係る経費についての確保については、どういうふうになっているか、よろしく……。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。延長保育に係る、まず人員についてですが、新規採用による職員増と、早番・遅番の時間帯に勤務できる会計年度任用職員の雇用を見込んでおり、その配置については、延長保育が必要な児童の数をもとに、必要な職員を配置する勤務シフトにより、対応する予定であります。

また、延長保育事業経費としましては、会計年度任用職員に係る経費を予算計上しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。

次に、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 第13号と第17号ありますけれども、初めに第13号、通告5つしてありますので、設問、一つずつ聞いていきます。

議案第13号 かつうら文化振興基金条例の制定についてであります。

最初、1点目、この条例名なんですけど、条例名が漢字の「勝浦」ではなくて、平仮名表記になっております。なぜ漢字ではなく平仮名にしたのか、そういったことから、まず1点目、お聞きしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。平仮名表記にすることにより、文化振興は市民にとって親しみやすく、なじみのある名称としたいという思いからです。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 平仮名表記にした理由をお答えいただきました。私も、平仮名表記でいいかなと思いました。

続いて2点目、お聞きします。現在、市が保護・保存・管理している文化財はあるのか。また、あった場合、どのように保護・保存・管理がされているのか、お聞きいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。市及び教育委員会が所有している文化財のうち、有形文化財で、県指定文化財のアメリカ船ハーマン号勝浦沖遭難絵巻があり、これは、県の中央博物館に寄託しています。

そのほか、市指定が4件ありまして、1つ目は守谷長網横穴群出土遺物で、これは現在、郷土資料室で一部展示をしております。2つ目、旧江澤家文書。3つ目、ハーマン号海難関係文書。4つ目、板石塔婆でございます。旧江澤家文書は、豊浜小学校の金庫で保管され、それ以外は、市役所庁舎の倉庫にて保管しています。

このほか史跡で、勝浦城址があります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） ありがとうございます。次、3点目、お配りいただきました議案資料には、基金の財源については、ふるさと応援基金から一部を繰り入れるという表記になっています。

一部を繰り入れるということになっておりますので、ほかについては一般財源を活用するのか。また、この基金の財源については毎年度、この基金を繰り入れていく考えであるのか。これについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。かつうら文化振興基金に4,000万円の積立てをいたしますが、全額、ふるさと応援基金から繰り入れ、積立てをいたします。

そして、基金充当事業にあっては全額、かつうら文化振興基金からの充当により、事業実施をいたします。

また、2つ目の質問ですが、市民の宝である文化財等を保護・保存していくため、必要に応じて基金に繰り入れていく考えでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 今の質問について、2回目の質問させていただきます。

議案資料では、一部繰り入れとありますけれども、全額、ふるさと応援基金から繰り入れるというものの答弁でありました。

必要であればということだったので、来年度以降も令和5年度、令和6年度以降、必要な額については、ふるさと応援基金から繰り入れていくということで、もう一度、確認の意味でお聞きいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。議員質問のとおりを考えておりまして、今後、企画課、財政課等と協議しながら、必要に応じて繰り入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） じゃ、13号の4点目の質問になります。議案資料にも書いてありますけれども、新しく勝浦市文化財保存事業補助金制度を新設するというふうになっております。

この保存事業補助金ですね。現在までに、こういった制度に該当する文化財が、これまであるのか。また、こういった補助金制度を新設してほしいというような要望が、市にこれまであったのかどうか、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。市が所有しておりますアメリカ船ハーマン号勝浦沖海難絵巻を含め、国の登録有形文化財や県指定の天然記念物、市指定文化財など、少なくとも8件は、要望や相談が来ております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 8件あるということでありました。

最後、5点目の質問になります。議案資料にあります既存の勝浦市社会教育活動振興事業補助金、これを「勝浦市指定文化財保存事業」の名称を「勝浦市指定文化財維持管理事業」という名

称変更になります。

この事業の名称を変更する理由と、また現在、これまでにこの事業で補助をしている文化財はあるのか。また、ある場合は、その数についてお答えいただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。既存の勝浦市社会教育活動振興事業補助金交付要綱に基づく勝浦市指定文化財保存事業でございますが、市指定文化財の保存を目的に、所有者または管理者等に対して、管理経費の2分の1の額を補助しているものです。

このたび新設しようとする「勝浦市文化財保存事業補助金」と同様な名称となってしまうことから、既存の補助金の名称を「勝浦市指定文化財維持管理事業補助金」と改め、市指定文化財管理者等に対して、維持管理に係る経費に補助を行い、引き続き適正な維持管理をお願いするものでございます。

今まで補助している文化財はあるかという御質問ですが、既存の勝浦市社会教育活動振興事業補助金交付要綱に基づく勝浦市指定文化財保存事業は、令和4年度決算見込みで、市指定文化財の所有者または管理者、14の個人または団体に対して、23件23万円の補助金を交付しています。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 5つ聞きました。市の文化財ということになります。市の文化財じゃないですね。勝浦市に存する文化財という形になるかと思います。この基金条例の制定によって、適正に管理・保存・保持・管理されていくよう、お願いするものであります。

また、有形無形、様々、文化財というものは勝浦市にあります。例えばですけれども、現在、勝浦市の郷土資料室では、作曲家の——すみません、名前を忘れてしまいましたけど——展示されていますけれども、これまでに森矗和翁であったりとか、様々な郷土資料室、郷土資料室も活用しながら、こういった勝浦市が有している文化財、これをやはり広く市民、また市外にも周知していただきたい。やっぱり文化というものは必要なことだと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

続いて、第17号の質問なんですけれども、前段の長田議員のほうから質問されましたので、また通告の内容もかぶってきます。そういった意味で、1点だけお聞きします。

勝浦市立幼保連携型認定こども園ですけれども、現在の在園している園児の数について、お答えいただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。こども園の園児の数ですが、3月1日、直近では、ゼロ歳児が6人、1歳児が17人、2歳児が18人、3歳児が32人、4歳児が39人、5歳児45人の合計で、157人であります。

また令和5年4月1日では、ゼロ歳児6人、1歳児14人、2歳児20人、3歳児28人、4歳児33人、5歳児38人の合計で、139人を予定しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） この条例、一部改正によりまして、7時から7時までという形になります。延長保育、私、最初、これ通告を出したときに、後で課長に教えていただきましたけれども、当時、幼保連携型認定こども園ができる前は、保育所と幼稚園がありました。4時を過ぎると延長

保育という認識が私ありまして、当時、延長保育は6時までだったんですけれども、やはり6時ということになると、市内で勤務されている方は、定時で上がって、すぐ迎えに行けば、間に合いますけれども、市外で勤務している方たちにとっては、6時は非常に大変だったと。

私も子どもの送り迎えしたときあります。福祉課長と何度も迎えの時間で一緒になったりしたこともあったんですけど。この7時になることによって、多少、保護者にとっては余裕できて、お迎えに行ける時間が増えてくるだろうというふうに思います。

これはまさに子育てしやすい環境づくりということで、少しずつですけれども、当時、幼稚園1園と保育園が7園あったと思います。前段の長田議員は当時、その係長職員で、よく御存じかと思いますが、それを保育所を統合しながら、最終的にこども園をつくって、子育てしやすい環境づくりをしていくということで、こういったことを保護者の皆さんにも周知すると同時に、市外に向けても、子育て支援に取り組んでいる勝浦市ということをぜひともPRしていただきたいということをお願いしたいということで、質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは議案第13号と議案第14号、2点について通告をしてありますので、順次質問をしてみたいです。

まず、議案第13号、かつうら文化振興基金条例について質問いたします。

まず、この第1条の設置目的に合致する事業を今後、誰がどのように審査していくかということについて、伺いたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） かつうら文化振興基金条例案第1条の設置目的に合致する事業であるかないかは、新設する文化財保存事業補助金交付要綱に基づく補助にあつては、文化財管理者等から提出された申請に基づき、市文化財審議会に諮問し、答申を得た上で実施するとともに、市または教育委員会が直接実施する事業にあつては、文化財審議会委員の意見を聞きながら、事業設計をしていくものとしたします。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） この議案に関しては、私だけでなく多くの同僚議員が、これまでも勝浦市の貴重な文化財の逸失を防いで、しかるべき形で保護していきたいということで訴えてまいりました。ですので、今回こうした基金が設立されることについては、大変ありがたいと思いますし、ぜひとも十分な活用を図っていただきたいと思います。

そこで再質問なんですけれども、議案審議資料の中の説明で、この事業に関しては、「本市に在する国指定、国登録、県指定、県記録選択、市指定のそれぞれ文化財の適正な保存管理及びその活用を図るため」というふうにあるんですけれども、これは、ここに記載している以外の、言わば埋没している文化財の保護であったり、保全については、この基金は活用できるのか、できないのかということについて伺いたいと思います。

あわせて、その場合、言わば埋蔵している、埋没している文化財の保護に当たっては、もし仮にこの基金を使えるということになった場合、所有者の方が高価値だと思っていなくても、そうでない場合もあるかもしれませんし、逆に所有者の方が、あまり価値がないと思っていなくても、市にとってはすごく貴重な文化財だったりということもあると思うので、先ほど、文化財審議会のほうで審議していくということでありましたが、その辺の判断は非常に難しい部分があると思います。

ので、審議会の中にいま一度、専門家をしっかりと配置していく必要もあるというふうに思いますので、この点、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。新たな文化財的な価値のあるものが発見された場合につきましては、委員もおっしゃっていたとおり、文化財審議会を通じて審議会に諮問し、答申を得た上で、文化財として指定する方向で検討していきます。

また、指定された場合には、もちろん、それ相応の保存・修理が必要な場合には、審議会に諮問し、意見をいただいた上で、補助が適正であるとなれば、補助していきたいと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） この基金の設置目的であつたり、活用の方性はよく分かりました。

で、質問なんですけれども、今、郷土資料室がおかげさまでできたということですが、先般も雨漏り等の問題もあり、またキャパシティ的にも、今後、勝浦市の膨大な文化財を全て保存していけるかというところもあると思いますので、将来的には、きちんとした郷土資料館をつくるべきというふうに思っておりますが、この郷土資料館の整備についても、この基金を将来的に活用することができるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。この基金の設置目的は、あくまでも文化財等そのものの保護・保存、あるいは文化の継承等の活動に係る支援・育成を行う事業への直接的な財政支出であり、議員の御質問の施設整備には該当しないものと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） それでは次に、議案第14号、勝浦市営海中公園立体駐車場設置管理条例についてお伺いします。

まず、この第4条、供用時間についての規定がありますが、これを見ると、24時間かなというふうに思います。この供用時間について、なぜこのような時間帯にしたかという根拠と、またあわせて、この営業時間の延長に対してのコスト増をどれくらい見込んでいるのかということを質問します。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、1点目の条例第4条の供用時間、午前零時から午後12時まで24時間ということにした根拠でございますが、これにつきましては、この駐車場につきましては24時間、使うことができる。要は車を止めておくことができるというところから、このような規定にしたものでございます。

これにつきましては、参考として、茂原市とか大多喜町の駐車場の例も参考にしたんですが、それも同様の規定ということで、あくまでも出る、出ないではなくて、車を止めておくことはできるというところから、この規定としたものでございます。

現在、この駐車場は8時半から23時半まで使えますが、これについては規則で定めるということで、これは茂原市と同じやり方をとっております。

したがって、時間がこのようになるかどうかは、これからの検討事項になりますが、あくまでも、24時間使えるからということで、零時から12時、そして、入場と出場時間につきまして

は、また別に規則で定めるといったような規定にさせていただいたところでございます。

また、この営業時間延長に対しますコスト増というところでございますが、これにつきましては、まず考えられるのが、今回これに関しまして、維持管理の直接的な経費、光熱水費、それから保守管理料、そういったものについて、市が負担するというところで御説明したところでございますが、まず営業時間延長ですと、電気料とかがかかってくるというところが考えられるところでございます。

しかしながら、あそこの駐車場につきましては、照明が主であるということでありますので、現状の予算につきましては、取りあえず令和3年度の実績をもとに算定しているところでございます。

また、もう1点、業務委託、これについては、先ほど私のほうで答え申し上げました。ちょっと足りないところはございましたが、あそこの駐車場につきましては、午前8時半から17時15分までが、かつうら海中公園センター、ここが業務委託で請け負っているところでございます。

それ以後につきましては、エデンの指定管理者でありますソルト・コンソーシアムのほうで、管理していただいているところでございますが、この17時15分以降につきましては現在、費用については発生していないというところでございます。

したがって、予算につきましても、現状、海中公園のほうで委託しております金額をもとに算定しているというところでございます。

ただ、この業務委託ですが、現在は海中公園、行っておりますが、来年度につきましては、これは今のところ未定ということでございます。新たにまたお願いするという形になるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） コストの部分について、先ほどの答弁、また今の答弁も、簡易的な修繕であったり、保守管理のほうは市のほうで負担するというものであったと思うんですけども、あくまで駐車場の所有権は千葉県にあると理解しているのかなというふうに思うんですが、今後、大規模な修繕の場合、誰がどのように負担するのかということが、ちょっと分からなくてですね。

なので、現時点で分かっている限りで構いませんので、今後、大規模修繕、あるいは大規模改修を予定している場合、市の負担がどのようになるのかということが、もし分かれば、教えてください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今後、大規模修繕を予定されている場合、その負担割合、要はリスク分担ということでございますが、所有権につきましては、所有者はあくまでも県でございますので、例えば躯体に関わるような大きな修繕が発生した場合、これにつきましては、県のほうで負担するというふうに考えているところでございます。

あくまでも、市のほうでやるのは、例えば蛍光灯が切れたとか、あるいは車止めが壊れているとか、そういったようなところの程度の修繕は行いますが、躯体に係るような大きなものにつきましては、県のほうで行っていただくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） その点は明確にしていきたいというふうに思いました。

また、議案提案の際の説明で、地域の魅力的な観光を実現するために、この条例を提案されたというような説明もあったんですけども、そもそもエデンに行く観光客、利用者の方が、駐車場に関して持っている不満というのは、まず、エデンに隣接する駐車場がないということと、立体駐車場まで徒歩で、やっぱり二、三分かかってしまうということと、駐車料金200円かかるということで、気軽に食事やスパの利用がしづらいなということ。それらの理由で、総合的に利便性が低くなっていて、客足が少し遠のいているのかなという印象を持っています。

今回、この立体駐車場を市営にして、かつ指定管理者に委託したとしても、指定管理者のほうは、収入が上がるのかもしれませんが、利用者の利便性については、今、言ったようなことは改善されるのかなという疑問が生じます。

ですから、質問としては、今現在、エデンに行かれる方が不満に思っている、駐車場に関して不便に思っていることを、この施策によって、今後どうやって改善していくのか。あるいは、指定管理者が地域の総合的な観光の魅力アップのためにということであれば、どのように、この駐車場の様々な課題を解決していくおつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回のこの駐車場、これを市のほうで運営するというふうなことにしたのは、やはり海中公園一帯のほう、あそこを整備していこうというようなところで、その第1弾といたしまして、現在、エデンをつくって、指定管理者におきまして運営していただいているというところでございます。

今後、かつうら海中公園、あの辺の一帯を通年型の観光地として整備していくためには、駐車場が必要であるというふうに考えているところでございますが、現状、駐車場はあそこしかなく、また用地のほうも、大規模の駐車場をつくるだけの広い用地がございませんので、当面は、あそこの海の博物館の立体駐車場を使っていかなければいけないというふうには思っているところでございます。

ただ、これが今度、管理のほうが県から市に移るということですので、より市の施策に沿ったといいますか、そういった形で、駐車場のほうを提供できるのではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。

質疑の途中であります。11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、発言通告書に従って、質問をさせていただきます。

まず1つ目は、議案第11号、勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例、2つ目には、議案第12号、勝浦市管理条例の制定について、この2つの条例案について質問をいたします。

まず最初に、議案第11号についてですが、個人情報、すなわちプライバシーを守るということは本当に重要なことだというふうに思います。基本的人権の一つだというふうに思っております。そういうところから、各自治体が工夫をして、現在の個人情報の保護条例が、それぞれ出来上が

っているということなんだと思います。

そうすると、全国的に一つのルールで、つまり、今度、法改正されたこのルールにのっとって、改正しなければならないということになっているわけですが、その場合であっても、今まで個人のプライバシーが守られてきた。それを引き続き守っていくということが基本にあるかと思います。それでも、その改正をする。新しい条例をつくるんだ。今までののは廃止して、新しい条例をつくるんだと。そうすると、そこに改善される中身は当然、あつてしかるべきだというふうに私は思います。

それで、端的にまず最初は、新条例では、どのような改善がされておりますかという発言通告をいたしましたので、主な改善内容で結構でございます。御答弁をお願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。今回の条例制定の提案でございますが、条例案の名目にありますとおり、個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。

令和5年4月1日に地方公共団体も対象に施行されます同法律の施行に関し、市といたしまして、所要の項目を定めまして、そのために条例を制定するものでございます。

質問に関わる改善という点でございますが、法律の施行に伴いまして、市で地方公共団体として定める事項を、今回は条例案にお示ししたところでございます。

個人情報保護制度に関しましては、そのルールづくりは国が主体となります。運用する地方公共団体として必要事項を定めたものでございます。廃止する条例との比較で改善ということではございませんで、令和5年4月1日からの法の施行に関わる条例の制定ということで、御理解いただきたいと思います。

なお、法の施行に伴いまして、地方公共団体の取り扱う運用に関しまして、幾つか新たな点がございますので、申し上げますと、市が保有しています個人情報、個人情報ファイル簿の作成と、作成したものの公表が求められております。

なお、その他の適用の対象とか情報の取扱いといったものに関しましては、国と同じ規律を適用する旨、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） そうしますと、新たな改善は今のところないということなわけですね。

さらに伺いますが、今までの条例では、例えば目的外利用は、これは禁止をされている、駄目ですよ。外部提供も、これも駄目ですよ。オンライン結合、これも駄目です。それから、審議会を設置して、諮問に答えてもらったり、意見を聞くという、ほかにもあるんですけども、多分、この4点が重要なポイントかなというふうに思うわけです。

そうしますと、2点目の質問として、条例案を読みまして、目的外利用は、今までどおり駄目と。それから、先ほど申し上げました4番目の審議会の設置、意見を聞く、これもきちっと案の中には入っている。

ところが、これ幾ら読んでも分かりませんでしたので、質問です。外部への提供ということについて、質問いたします。これは、民間団体等にも提供は可能になり得るのではないかというふうに私は、そのように推察をしたのですが、その辺はどうなのでしょう。いや、そういう可能性はないとか、あり得るとか、ぜひ御説明願います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。議員の質問を私なりに理解いたしますと、市が保有している情報を、法律に基づく行政機関等匿名加工情報に加工した上で、それを新たな産業の創出、活力ある経済界や豊かな国民生活の実現に資するものであるとすれば、外部提供もできる旨の法に即したものに対してのお考えをお示しいただいたと理解してございます。

この行政機関等匿名加工情報につきまして、私が今、申し上げたとおり、市が保有する情報を加工しまして、識別できないようにした上で、活力ある経済界、豊かな国民生活の実現に資するものであれば、提供可能とする制度でございます。

既に民間では始まっていきまして、国におけます省庁でも始まっております。

こうした中、市におきましては、政令指定都市につきましては、これを活用するための提案募集をすることとなっておりますが、現時点で、勝浦市の場合は任意とされております。今回の条例案につきましても、この情報の提案募集につきまして、提案募集する際には、必要な条文を定めることができる旨、国から示されておりますが、市といたしましては、現時点で任意なこと。近隣とか他団体の動向、また、情報の加工等のノウハウといいたいでしょうか、そういったことの確認をした上で、これらを進めていく必要があると考えます。

したがいきまして、現時点では任意とされておりますので、市といたしましては、直ちに匿名加工情報の提供する段階にはないと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 匿名加工情報のことまで踏み込みまして御説明、ありがとうございました。

もう一つ、疑問があります。それは、今、デジタル化ということ、全国的にオンラインで結ぶというそういう事業が、どんどんと今、進んでいます。そういう中で、自治体のデジタル化も進む中でこの個人情報の取扱い、これは相当慎重にやらねばならない。なぜなら、憲法で保障された基本的人権の問題ですから。

そういうことから言いますと、今後のオンライン化、全国どこでも、勝浦市のある人の個人情報を引き出せるとか、そんなふうになると、今までとは想像してもいなかったような社会になってくるのかなというふうに思いますので、オンライン結合という方向性について、勝浦市としては、この条例の中ではどのようにお考えでしょうか。3つ目の質問です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。先ほどの答弁で、私のほうからは、直ちに市が保有する情報を加工して提供するには、段階を経て行いたい旨を発言したところでございます。

仮に匿名加工情報を提供する場合には、国からガイドラインが示されていきまして、まずは、匿名ですから、氏名は削除。ほかに識別可能なものにつきましては全て削除した上で、提供することとなっております。

したがいきまして、こちらから提供した情報が、どなたかの個人と識別するようなことはないと考えております。

今後も、個人情報の取扱いにつきましては、組織的に保護の徹底をしてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 御説明ありがとうございました。もっと質問したかったんですが、一応3回

までということですので、ここまでにします。

では、2つ目の議案第12号について、お伺いをしたいと思います。

まず最初に、この議案第12号についてなんですが、こうした条例を新たに作るということが、市民にとっては、どのようなメリットがあるのでしょうか。こういうメリットがありますと具体的な幾つかをお知らせいただければ、大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。債権につきましては地方自治法、また地方自治法の施行令などといいました法令の規定に基づきまして、督促から滞納処分、強制執行など適正に事務を行う必要性がございまして、その手続とともに、歳入の確保に向けました市の取組姿勢を明らかにするためにも、債権の管理について今回、定めようとするものでございます。

これによりまして、統一的、適正な取扱いの徹底、効果的な徴収や納付指導、そして、滞納債権の回収の強化、また、債務者が行方不明など徴収不能な債権につきまして、一定の要件のもと放棄することを可能とする規定の整備によりまして、債権の管理の効率化を図ることが可能となるなどの効果を期するものでございます。

メリットといいますか、目標、目的といたしますと、一義的には、適正な管理を通じまして、歳入の確保、こういうことを申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） では、次に移りまして、債権放棄した場合、これまでは議会の議決が必要だったわけですが、この条例案によりまして、議会に報告しなければならないというふうになっております。

つまり、議決は必要なくて、報告をすればよいのだというふうに私は解釈をしたのですが、それで、先ほどの長田議員の質問に対する答弁で、地方自治法の96条に、そういうことができると明記されているという答弁がありましたので、できることは分かったんですが、私はここで、通告書に書いてありますように、なぜですかというふうにお聞きをしております。

したがって、こういうふうに「報告に代えることはできる」ではなくて、なぜ「報告でよい」というふうにかえるのか、その理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。本市におきましても債権の管理に取り組んでいる中におきまして、やはり、徴収が見込めない債権も少なからずございます。

私債権につきましては時効の援用、債務者からの時効の主張がありませんと、債権が消滅しないわけございまして、今回、水道料金に関しまして、地方自治法の第96条の規定に基づきまして、債権の放棄の議案を提出させていただいているところでございます。

このように議会での御審議、議決をいただくという原則ながらも、全国的にも、また県内の他市町村の動きの中でも、議会の議決を経ずに、債権を放棄することが可能となる条例を制定し、債権放棄を行っている自治体もございます。調べた中でも、少なくとも県内に20団体以上、24団体ほどございます。また、千葉県におきましても、今般、条例を制定したように伺っております。

本市でも、そうした条例の制定につきまして、他団体の運用状況等を参考にしつつ検討してまいりました。このような過程におきまして、徴収の見込みがなくなった債権につきましては、条

例で定める一定の要件のもとで債権放棄を行い、また、債権放棄を行った場合には、議会に報告をさせていただくとともに、徴収可能な債権の回収に一層注力をするこゝで、債権管理の適正化が図られると考えるところでございます。

徴収努力を尽くすことを大前提としつつ、それでも、なお徴収見込みがなくなった債権につきましては、速やかに放棄を行い、徴収可能な債権の回収に注力を期すことといたしたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 最後に、その徴収努力を今後とも続けてまいりたいというお話がありました。

そこで私、3つ目の質問ですが、市役所の様々な部署で、滞納がどうも発生しそうだというようなことが、事前に分かるのではないかというふうに思うんです。

そうしたときに、そういう状況があったときに、ちゃんと、早く納めてくださいということだけではなくて、ここのところ、例えば水道料金が納められておりませんか、あるいは国保税が納められておりませんので、努力努力というふうに言いますと、早く早くってなっちゃうんじゃないかというふうに危惧するわけです。

そういう場合に、まずは電話でいいと思うんですが、「どうなさいましたか。できましたら、早く納めていただけると市役所の業務としては大変助かります。もし何かお手伝いすることがあれば、どうぞ」というふうに、本人が、市役所から電話が来たというだけで構えちゃうというのが、私ども市民の、一つの性格的なものだというふうに思うんですが、構えられると、なかなか大変だというふうに思いますので、優しく丁寧に本人の状況を把握しながら、「では、納めてくださるのをお待ちしていますよ」というようなことから始めて、「市役所って、私の健康のことも心配してくれているんだ」とか、そういう体制を少しずつつくっていくということが、すごく重要なんじゃないかなというふうに思いますので、具体的にお聞きします。

滞納が発生しそうだというような状況を、これまでにどのような方法で把握されていたのでしょうか。あるいは、それは各課任せだったのでしょうかということをお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。その辺、確かに各課ごとの対応といたしますが、努力によるところかと思えますけれども、先ほど私、徴収の強化と申しましたけれども、広い意味で徴収の努力ですか、その中には納付相談も入ろうかと思えますので、その辺、十分配慮いたしまして、今後、取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） なぜそのような質問をしたかといいますと、この議案の中に、段階を追って、督促から始まって、滞納処分、そして強制執行というところまで、きちっと明記されているわけです。やむを得ない場合は、それもあり得るのかなというふうに思うんですが、これをただ読んでただけでは、一般市民がどう思うだろうかというふうに私は感じましたので、先ほどのような質問をさせていただきました。

とにかく、徴収のために努力していただくことは大いに必要だというふうに思うんですが、納める側も、納得できないようなやり方というのは、ぜひ、そういうふうにならないようにしていただきたいという要望を最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 今、戸部議員の質問とかぶるんですけれども、議案第12号、債権管理条例の制定についてということになります、通告の中で、まず最初に、その経緯と目的について説明をしてくださいというふうに入れてあります。

今言ったように、少し内容的にはかぶることが多いのかも分かりませんが、改めて、それについての御説明をお願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。経緯につきまして、概略を申し上げさせていただきます。債権の管理につきましては、これまでの議会の中でも取り上げられまして、また、決算審査におきまして、監査委員からも、収入未済額は増加傾向にあり、市民負担の公平性の観点からも債権管理の適正化に努め、効果的な債権回収に積極的に取り組み、収入未済額の縮減に努められたいとの旨ございました。

そうした中で、平成28年12月議会におきまして、岩瀬議員より、主に水道料金の関係で一般質問いただき、以来、他市町村の事例を参考といたしまして、債権の管理につきまして、研究・検討を行ってまいりました。

債権は市の財産でございますので、歳入の確保という観点からも、適正に事務処理を行う必要がございます、その手続とともに、市の取組姿勢を明らかにするためにも、債権の管理につきまして、条例の制定ということで、御提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。そういう目的の中での条例の制定なんですけれども、今回も議案審議資料、条文ごとに細かく説明していただいておりますので、およそのことは、これで理解はできるというふうに思います。

しかしながら、少しその中で難解なところがあるなというふうに思いましたので、条文の中身について、1点、質問をさせていただこうかなというふうに思いました。

6条のところなんですけれども、「滞納者に関する情報」というところがあります。いろんな情報が、先ほど個人情報ということもあったと思いますけれども、それに関連してくることだというふうに思います。

まず、この中に実施機関、これ担当課だろうというふうに、説明にもそれらしき表現がありますので、担当課なのかなというふうに思いますが、この実施機関ということが、その担当課という理解でよろしいのかどうかということと併せて、申し訳ないですけど、6条の1項と3項について、もう少し詳しく御説明をいただければというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。初めに、実施機関についてでございますけれども、こちらはまず市長、水道事業管理者の権限を行うものも含んでの市長、あと教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会という定義でございます。

細かく申しますと、市長部局ほか、地方自治法第180条の5で規定されています委員会及び委員という形になります。

次に、第6条の第1項と第3項についてでございますけれども、第1項におきましては、市の債権が履行期限までに履行されない場合は、その後の措置や処分を図っていくために、必要な範

囲内で、各実施機関の内部におきまして、債務者の情報として、滞納の有無、措置です。措置等、措置または処分の情報の利用、また、他の実施機関からの提供を受けることを規定しているものでございます。

ただし、市税の所管課であります税務課が、他の官公署などへの協力要請や質問検査権を行使し、取得した税務調査情報につきましては、法的な制約の面から、その利用や提供は不可とする旨、規定してございます。

また、第3項におきましては、第1項に加えまして、債権を所管する課におきまして、当該債務者の所在が明らかでないとき、債務者との連絡に必要な情報を実施機関の内部で利用し、または他の実施機関から提供を受け、債務者との連絡、接触を図るよう努めるものでございます。

いずれにいたしましても、債権の回収に向けまして、法令等に反しない限りにおきまして、効果的、効率的な運用を図ってまいるものでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 今の御説明で、例えばということになるんですけれども、細かい情報の共有はしても、例えば市民税を滞納されている方、先ほど地方税の例が出ていました。市民税を滞納している方が、水道料金を滞納した場合のパターンと、公営住宅家賃を滞納している方が、水道料金を滞納した方、これは私債権、私債権同士のやり取りになると思うんですけど、こういった形での滞納情報の利用に関しての違いについて、これ、改めてになってしまいますけど、御説明をしていただければというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。市民税を滞納している方が、水道料金を滞納した場合の例でございますけれども、本市で申しますと、水道課から税務課への情報提供は可能でございますけれども、税務課から水道課への債務者情報の提供は不可とするところでございます。

また、市営住宅家賃を滞納している方が、水道料金を滞納した場合の例でございますと、同じ実施機関内のケースとして、先ほど申しましたように相互に滞納者情報の利用、提供を可能とするものでございます。

これは、税務課におきましては官公署などへの協力要請、これは地方自治法に基づくものでございますけれども、そのほか国税徴収法に基づく質問検査権により取得した預貯金とか資産情報、財産調査情報を私債権などの非強制徴収債権所管課に提供することにつきまして、今時点、法的な根拠がないと判断するものでございます。

なお、平成19年に総務省自治税務局企画課長から通知のあった内容ですと、市税と同様、自力執行権を持つ強制徴収公債権につきましては、根拠法令を同じとする質問検査権を有しているため、一元的に財産情報を利用して差し支えないとされております。

このことから、市税を含む強制徴収公債権の徴収業務につきましては、相互に情報を利用することができるかとされております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号ないし議案第13号及び議案第15号、以上4件は総務

文教常任委員会へ、議案第14号及び議案第16号ないし議案第18号、以上4件は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第19号 令和5年度勝浦市一般会計予算、議案第20号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第23号 令和5年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め45分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

それでは、議事の整理上、議案第19号 令和5年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから、令和5年度歳入について2件、質問させてもらいます。最初に29ページ、市税の関係なんですけども、この中で、固定資産税が12億9,031万5,000円、本年度ですが、前年度と比べますと、2,812万6,000円減ということで、記載されております。

通常なんですけども、当初予算を計上する場合につきましては、よく決算見込み、それと前年度の当初予算を考慮して計上するのかなということで考えたところ、固定資産税の令和4年度の補正後につきましては、3月補正で、1,600万円を増額補正していきまして、この金額が13億3,444万1,000円ということで、増額になっています。これから比べますと、4,412万6,000円、当初予算が減となっていると。

昨年度の当初と、また令和4年度の最終的な予算よりも減になっているというこの理由は何なんでしょうかということの一つ聞かせていただきたいと思います。

続きまして、36ページ、これは使用料及び手数料の6、土木使用料、この中で、道路橋りょう使用料というものがございます。ここでは、1,471万5,000円の計上であるんですけども、この内訳、詳細にこれつくってもらいまして、この中のものを見ますと、道路占用料1,471万5,000円の中で、排水施設、工作物で、1,077万7,000円。約73%が、この排水施設、工作物、これが道路占用料として計上されています。

この内容につきまして、この2件、ひとつよろしくお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。私からは、固定資産税に係る御質問についてお答えいたします。

令和5年度当初予算が、3月補正で増額した令和4年度補正後予算額、あるいは令和4年度当

初予算額と比較して、いずれも減額になっている。あるいは、先ほどの補正後の金額に対して、4,412万6,000円の減額になっている理由でございますが、令和5年度当初予算の算定に当たりましては、令和4年度決算見込みをもとに積算しております。国有資産等所在市交付金を除く固定資産税について、12億9,031万5,000円を計上した次第でございます。

この数字は、今現在の令和4年度決算見込みと比較した場合、約4,500万円減少しております、令和4年度当初予算と比較した場合、議員おっしゃるとおり、2,812万6,000円の減となっております。

減額の要因でございますが、現年度課税分に係る固定資産の減収が見込まれるためでございます、令和4年度決算見込みと比較した場合、約5,400万円の減収を見込んでおります。

償却資産に係る減収要因でございますが、近年稼働した市内3か所の大型太陽光設備など、近年新たに課税され、調定額が突出している償却資産に係る課税標準額が、経年に伴い減少する影響を考慮し、これらの償却資産に係る調定額の減額を約3,400万円と見込んでおります。

また、今申し上げた調定額が突出している償却資産以外の償却資産について、令和5年度当初予算の積算に当たって、直近5年間における調定額をもとに見込み、その平均値を令和5年度の調定見込額とした結果、令和4年度の調定額に比べ、約2,100万円減額をしております。

これら3,400万円の減額と2,100万円の減額を合わせた約5,500万円の調定額が、償却資産に係る令和4年度決算見込額と比較して減額しております、これが要因となって、令和4年度補正後の予算額に比べ、4,412万6,000円減少した次第です。

また、令和4年度当初予算額と比べた場合においても、2,812万6,000円減少する形になったものであります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） 答えいたします。私からは、36ページ、14款使用料及び手数料、6目土木使用料、道路橋りょう使用料1,471万5,000円の内訳で、排水施設、工作物1,077万7,000円の計上についての御説明をいたします。

この道路橋りょう使用料は、市道及び法定外公共物、いわゆる赤道の道路占用料であり、全体で、令和4年度の実績をもとに、4,913件分の占用料を見込んでおり、うち議員御質問の排水施設、工作物につきましては、51件を見込んでおります。

このうち、また細分化させていただきますと、排水施設は31件で、事業所・店舗等からの道路側溝への排出のための占用料であり、6万5,000円であります。また、工作物につきましては、20件で、宅地進入路、太陽光発電施設であり、1,071万2,000円であります。

なお、排水施設、工作物の占用料の多くは太陽光発電施設であり、赤道の占用であります。太陽光施設の道路占用料のほとんどが、先ほど議員おっしゃったように、73%を占めているということになります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。税務課のほうにつきましては、理解しました。ただ、償却資産というようなところがありますけども、それは、今日は結構です。

建設のほうも分かりました。質問はしません。結構です。

○議長（末吉定夫君） 次に、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 第19号、通告書では、歳入全般という通告させていただきましたけれども、

ページ数で一応お示しします。49ページ、ふるさと応援基金繰入金23億9,323万5,000円です。

このうち、予算書の、配付していただきました資料の中で、令和5年度ふるさと応援基金繰入金充当事業ということで、総額23億9,323万5,000円、前年比105.2%増という形になります。

この総額23億9,323万5,000円のうち、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業分として14億6,523万5,000円、前年比212%増となります。残りの9億2,800万円が、各種事業分としまして、前年比33.2%増という形なんですけれども、質問としましては、このふるさと応援基金の活用についてということで、特に各種事業分9億2,800万円の中の、経常的な事業に使われている、要は経常的経費に使用されている金額について、お示しいただければというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。議員おっしゃったとおり、令和5年度ふるさと応援基金繰入金23億9,323万5,000円のうち、寄附に伴う返礼分経費等の財源といたしまして、まず、14億6,523万5,000円。残りが、その他事務事業分の財源として9億2,800万円を計上させていただいているところでございます。

このうち経常的経費といたしましては、新たな総合計画の実施計画事業に位置づけられております学校給食費補助事業、また、特別支援教育支援員配置事業をはじめ、7,455万5,000円を予定させていただきました。

これらの事業の中には本来、市の一般財源で賄うところでもある部分があるかと思いますが、計画事業の着実な推進の点からも、貴重な寄附金を活用させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） お答えいただきました。7,455万5,000円という御答弁をいただきました。今日、数えましたら各種事業分として、76の事業があります。このうち経常的な経費として、7,455万5,000円使用しているということで、別にそのことは結構なんですけれども、一般質問でも戸坂議員のほうから、臨時的収入という考えで、やっぱり考えなきゃいけないだろうということで、ふるさと応援基金というものが、いつまで続くかわかりませんし、いつまで好調であるかわかりません。そういったことも含めて、できるだけ経常的な事業についての使用は控えていく必要があるのかなということは思います。

一方で、せんだっての一般質問でも、未来への投資のための基金を設立の質問もありました。私も昨年の6月議会において、未来創造基金を設立したらどうかと。このときは、寄附金の長短関わらず、寄附のあった1割をまず基金として積み立てるという考えが必要だろうということも言いました。また、ふるさと応援基金の活用については、市民参画制度の提案もさせていただきました。庁内で決めることもいいんですけれども、やはり市民のために、市民が参画して、この応援基金を活用していくために、参画制度というものも、これは前任の土屋市長のときの質問で、そのときは、前向きな検討するという答弁もいただいたんですけれども、そういった方向も今後、検討していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 財政課長より、質疑に対する答弁訂正の申出がありましたので、これを許可します。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） 申し訳ございません。先ほど申し上げました経常的経費に充当した、ふるさと応援基金でございますけれども、計画事業には7,455万5,000円で、そのほか計画外事業に

も充当しております、合わせますと、7,630万3,000円でございます。

訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（末吉定夫君） 質疑の途中であります、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 私から、歳入について、41ページ、千葉県農山漁村振興交付金2,763万9,000円と、道路メンテナンス3,323万円、そして社会資本整備95万、交付金ですね。これについてお伺いします。

そして、45ページの生活排水対策浄化槽推進事業161万9,000円について。これについてお伺いしますけど、もう1点は、資源ごみの売却1,922万円。これについて、お伺いします。

まず、41ページの農山漁村振興事業について。これについては確かに今までも行われてきた松部漁港とか、いろんな面の整備事業についての交付金だと思うんですけど、それに間違いはないのか。そして、これは歳出で聞いていきますけど、取りあえず、簡単にこの辺のことをお聞きしておきます。

そして、社会資本整備総合交付金の95万円。これについては趣旨説明の中で、耐震とか改修工事、除却とあるんですけど、この辺の予算組みに関して、何で小さいのかということは私なりに思いまして、南海沖地震とかいろんな面で、前々から騒がれているように、この辺の整備補償の金額の予算組みに関する交付金、これは、国、県から来るものをたまたまこのように予算組みで組立てているのか。あるいは、こっちからの要望であるのか。その辺の金額的な問題ですね。それについてお伺いいたします。

そしてまた、市長公約でもある中においても、45ページの排水対策浄化槽推進事業に関して、161万9,000円。勝浦の場合は、都市下水がなっていない中で、前々から浄化槽に対する補助金、これは県ひっくるめての補助の出し方なんですけどね。環境整備というか、浄化槽の排水に関して、市民に少しでも浄化槽の整備、補助金について整備を行っていくお金であるんですけど、この辺も、勝浦市の施策の展開として、この規模的なものであるのか。それは何個、今やってないのか、やっているのかといっても、これは数えれば分かるでしょうし、浄化槽の設置は当然しているんですから。

ただ、この辺で、もう少し盛り込みが、予算上、歳入に関しての交付金、補助金について、お願いできないのかということですね。

あと、53ページの資源ごみの1,922万円ですか。これに関しては、私も議員になったときから、この資源ごみは、ずっとやってきているんですよ。そこで今、確かに鉄が、スクラップが高い。そして、この辺での分別の問題。あまりその辺、勝浦市の場合は、鉄とアルミと一緒にスクラップされ、そして売却され、そういう中でも、確かにもう少しこの資源ごみが、資源ごみとしての歳入として、入らないのか。これは前年比に対して、この何年間でどのくらいの歳入としてあるのか、この辺をお伺いしたいんです。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。私からは、41ページ、農山漁村振興交付金2,763万9,000円について、申し上げます。

本交付金の内容につきましては、新勝浦市漁業協同組合が事業主体となりまして、仮設で運営している鵜原ダイビング施設について、農山漁村地域の活性化を目的に、当該施設を整備しようとするもので、国の農山漁村振興交付金の活用に合わせて、県と市で上乗せ補助を行おうとするものでございます。

なお、本事業につきましては、令和4年度におきまして、設計及び建設事業を行う予定でございましたが、交付金の申請手続の中で、国から、単年度ではなく、令和4年度に設計、令和5年度に建設といった2か年事業に変更してはどうかという提案がございました。

そこで、事業主体であります新勝浦市漁業協同組合及び県と協議した結果、これを受け入れたものでございます。

それに伴いまして、令和4年度補正予算で、建設に係る交付金予算を減額し、改めて、令和5年度当初予算に今回、計上させていただこうとするものでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。私からは41ページ、15款国庫支出金、社会資本整備総合交付金95万円について、御説明いたします。

この社会資本整備総合交付金ですが、市が実施する民間住宅耐震診断費補助金、民間住宅耐震改修費補助金、民間住宅除却費補助金で、民間住宅所有者が申請者となり、市が補助を行うものであり、それに対して、補助金の一部を国が補助するものでございます。

初めに、耐震診断費補助金でございますが、申請者に対し、市が15万円を限度に補助を実施しようとするもので、想定申請者数を10件といたしまして、市補助金合計が150万円となり、それに対して、国の補助率が25%であることから、耐震診断費補助金に対しての国からの補助金額は37万5,000円となります。

次に、耐震改修費補助金についてですが、申請者に対し、市が、経費の3分の2以内で、80万円を限度に補助を実施しようとするもので、想定申請者数を5件といたしまして、市補助金合計が400万円となり、それに対して、国の補助率が11.5%であることから、耐震改修費補助金に対しての国からの補助金額は46万円となります。

また、住宅除却費補助金につきましては、申請者に対し、市が、経費の100分の23以内で、20万円を限度に補助を実施しようとするもので、想定申請者数を5件といたしまして、市補助金合計が100万円となり、それに対して、国の補助率が11.5%であることから、除却費につきましては、国からの補助金額が11万5,000円となります。

耐震診断費補助金、耐震改修費補助金、除却費補助金を合わせて、国からの補助金が95万円となります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。君塚生活環境課長。

○生活環境課長（君塚恒寿君） 申し上げます。私のほうから、まず、生活排水対策浄化槽推進事業補助金のほうから申し上げます。

この補助金につきましては、し尿と雑排水を併せて処理することによりまして、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、浄化槽を転換するものに対する補助金のうち、今回、御質問があったのが県補助金に該当するものでございます。

令和５年度、今回の予算計上の内容を申し上げますと、単独浄化槽から合併浄化槽への転換３基分、くみ取り式から合併浄化槽への転換４基分の合わせ、７基分として、計１６１万９,０００万円を計上しております。

ちなみにこちらですと、県の補助金だけということになりますので、国と市の補助を合わせますと、通常家庭で使う５人槽、単独槽から合併浄化槽への転換に際しての補助の上限は７１万２,０００円。６人から７人槽が７９万４,０００円。８から１０人槽が９２万８,０００円。くみ取り式から合併浄化槽への転換に対する補助では、５人槽、普通家庭の場合で６３万２,０００円、６から７人槽が７１万４,０００円。８から１０人槽が８４万８,０００円になります。あくまで上限ですが、以上になります。

直近この一、二年で、この補助金を受けた方につきまして、工事費全体と補助金の比率のほうを見てみますと、多くの方で、工事費の４割から６割のほうを補助できているというふうに確認がとれております。

続きまして、資源物売却代金について申し上げます。本件につきましては、分別収集による資源化物の売却代金でございます。予算要求に当たりましては、翌年度の単価を業者等に見積りを依頼いたしまして推計し、予算計上をさせていただいております。

現在、売却しているものにつきましては、不用金物、アルミ缶やスチール缶、粗大金物、古紙、衣類、ペットボトル、空き瓶でございます。令和５年度の予算計上額は１,９２２万円でございますので、前年度である令和４年度１,５３１万２,０００円と比べ、３９０万８,０００円、およそ４００万円の増額を見込んでおります。

増額の主な要因といたしましては、売却単価そのものが上昇していることもございますけれども、粗大金物の粗大鉄及びペットボトルは、売却量の増加も見込まれておりまして、令和４年度の当初予算比で、粗大鉄がおおよそ１７８万円の増、ペットボトルが２２４万円の増を見込んでいところでございます。

直近５年の売却実績をちなみに申し上げますと、平成２９年度が２,６２１万１,２４３円、平成３０年度が２,０５０万８,４５２円、平成３１年度が１,１４７万７,１００円、令和２年度が９２８万６,５９０円、令和３年度が１,７０３万８,７２７円。過去の実績で申し上げますと、平成３０年度水準まで、令和５年度のほうは回復するものと見込んでおります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○１３番（寺尾重雄君） まず、４１ページの件からですね。この予算、私ちょっと勘違いして質問していた面もあろうかと思うんですが。確かにダイビングの問題、これ歳出のほうで、もう一度……。この事業計画を立てるには、今の水産業関係の問題も、港の問題を踏まえても、地場産業と言われ、ダイビングイコール観光、いろいろな面での流れの中で、水産業としての水産に関するものが、ダイビングに振り替えるのは、私的にはいかがなものかと。どうして事業計画の中で、これがダイビングなのかと。それはそれなりの説明はあるでしょうけど。

そうした中で、歳出の中でも、いろんな漁業関係の事業計画ある中で、何が特化されているのかといったら、ここに特化されちゃう面が多いから聞いているんですけど。この事業立てるに当たって、これは組合、新協のほうで言われたから、こうなのかと。これ、後で、やりますけど。今ここでやったって、一体収入が幾らで、どうのこうのといったってしょうがない。じゃ、何でこの事業計画が立てられたのか、それを説明願います。

そして、先ほどの、もう１点。この９５万円の民間の耐震においても、除却に関しては一、二年

前から、空き家に関しての除却等々の話は出てきているんでしょうけど、耐震にしても、一緒に言ったら、浄化槽の設置に関しても、もう少しこの辺の予算組みが、私なりに思うと、勝浦市としてもできるのではないかなと思うんですよ。

そんな3基、4基？ そういう話よりも、全部が全部じゃないにしても、勝浦市の戸数9,000所帯、そのうち行われている部分もあるでしょうけど、その辺で、環境整備を少しでも前向きにできないのかと思っただけ、この辺の予算組みが、県から、これですよと与えられたから、勝浦市はこれなのか。勝浦市独自の方向性はできないのか。その辺をお伺いしておきます。

これは一応、浄化槽との問題を踏まえて、今の耐震の問題を踏まえて、一緒にいいです。

そして、資源ごみ。先ほどの説明の中で、平成31年、平成29年、30年は2,000万円越えの話ありますよ。平成30年、31年、令和元年、そして令和3年に対しても、少し落ちているのかなと、300万円ぐらい。

ただ、ここで、1,147万円と2,928万円、この辺の数字の落ち込みは、売却代金が下がったから、そうなのか。あるいは何が要因しているのか、その辺、御説明願います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。本事業計画が、なぜ立てられたかという御質問でございますが、現在、新勝浦市漁業協同組合が委託により実施しています鵜原ダイビング施設、こちらは仮設の施設で運営しているということで、シャワー施設とかトイレとかが外部に設けられていまして、あまり清潔ではない。そういうような声も聞いています。

また、ダイビング施設の利用者数を見ますと、毎年、コンスタントに5,000人程度、利用される方がいらっしゃいます。そういう方に対しても、清潔な環境で、ダイビングを楽しんでいただけたら、そういうような考えのもと、新勝浦市漁業協同組合から、建て替え、整備したいという声があったものと認識しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えします。耐震の関係のことですけれども、まず、国からの補助率に関しては、国が示した補助率ということで、診断に関しては25%、改修に関しては11.5%、除却に対しては11.5%ということですが、本年度、ちょっと支出のほうに話がいつってしまうんですが、昨年度までは、耐震診断ですが、経費の2分の1以内で、3万円を限度としたところを、15万円ということで、引き上げました。

また、改修につきましては、経費の2分の1以内で、30万円を限度というところを、経費の3分の2で、80万円を限度ということで、こちらも引き上げました。

除却につきましては、昨年度まではなかったんですが、経費の100分の23以内で、20万円を限度ということにいたしました。これは、県内でも耐震率が勝浦市、ちょっと低いというような傾向が出ていましたので、そこをカバーしていくということで、そういう形で考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、君塚生活環境課長。

○生活環境課長（君塚恒寿君） 私のほうから申し上げます。浄化槽の補助の数をもう少しというところで、御質問いただきましたけれども、予算でとっております基数、何基、来年度補助をするかというところにつきましては、実際の補助の実績に加えまして、電話等での問合せ等々を含めて、数のほうは推計して、予算要求のほうをさせていただいております。

令和4年度につきましても、7基分、用意したんですけれども、実際には6基というところで、需要と供給のバランスはとれているのかなというふうに考えてはおります。

ただ、議員のほうからも御指摘いただきましたとおり、環境問題ということでございますので、もう少し広報の方法等を検討いたしまして、基数が増えるように、今後は検討していきたいというふうに考えております。

もう一つの資源物売払い代金ということで、令和2年度、非常に大きく落ち込んでいるけれども、この理由は何だということではございましたが、こちらの落ち込みのほうは、単価のほうが著しく落ち込んだためでございます。

例を申し上げますと、不用金物のアルミ缶、平成29年度ですと、トン当たり14万4,180円ではございましたが、令和2年度は、8万5,800円と、半分まではいきませんが、非常に大きな落ち込みを見せております。ほかのもので申し上げますと、段ボール、平成29年度、トン当たり20円。こちらが令和2年度になりますと、トン当たり2円と、こちらは10分の1まで価格が落ちておりますので、こういった影響を受けた結果、令和2年度の売却代金のほうが、1,000万円を切るほど大幅に減額となったということではございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） まず、水産課長、5,000人を新協のほうから言われ、トイレ等の問題は今度は支出のほうでやりますけどね。私、言わんとしているのは、水産業が地場産業である中で、ダイビングも収入源等は必要なんでしょうけど、これも支出でやりますけどね。その辺、何かやっぱり見えないなというのが率直な私の考えなんですよ。

いや、観光が勝浦市の一つの地場産業といっても、漁業者、新協の400人からの漁業従事者に、勝浦漁協のほうは50人からの従事者がいる中で、それをどのような方向性をつけるかというのも大事な話ではないかということで、一応、私なりに苦言を呈しておきます。答弁はいいです。

そして、建設課長。要は、私、やっぱりそれは耐震、先ほど環境課長は言いましたよ、環境の面から、少しでも増やす方法。そういう努力が聞こえてこないから、私、言っているんですよ。耐震は、耐震率が悪いというのは、私たちの業種の中でも、勝浦は悪いというのを分かるから言っているんです。課長も分かってくれている。

それだったら、もう少しその辺を行政として、耐震のほうも、いろんな面でアピールして、増やしていかないと、いざ震災とかいろんな面で壊れたときのほうが、もっと大変だから、耐震だ、耐震だという話もあるんでしょうけど。その辺も課長、もう少し執行部というか、上層部と掛け合って、その辺の考えを持っていてもらいたいと思うんです。それをやっぱり呈して、質問はいいです。

環境課長、確かにその辺をあなた努力していただければ、資源ごみの売却代金が少なくなるのは、社会情勢の中でやむを得ない。段ボールなんか、10分の1になっちゃったりですね。それも私も、決算を過ぎている話を今さら持ち出さなくちゃならない。

ただ、その辺で、情勢を踏まえながら、環境課としての、浄化槽の問題もそうですよ。少しでも個数を多くしてですね。確かに実績として入ってこないから、希望者いないから、こんなものでいいだろうじゃない。もう少しそれを1つでも2つでも増やす方向にしていきたいと思います。以上で質問は終わります。いいです、答弁。

○議長（末吉定夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、全般ということで、私のほうから3点お願いいたします。

初めに、76ページ、高校生等通学定期券購入費補助金886万6,000円。その次の通勤通学者特急券購入費補助金240万円。ちょっと飛びまして、207ページ、勝浦中学校校舎改修等調査事業551万1,000円、この3点をお願いしたいと思います。一つずつ、質問させていただきます。

令和5年度の教育の当初予算におけます新事業ということで、高校生等通学定期券購入費補助金事業が計上されています。これは、千葉方面から館山方面までの鉄道・路線バスの定期券の購入の30%を補助するという、これ市長の英断だと私は敬意を表するところでございます。この支援によりまして、教育に係る経費につきまして軽減をするということで、相当効果があるのかなと思います。

しかし、私は、勝浦の子どもは夷隅郡市、また近隣市町村、どこの高校に通学しても、通学定期代が、ある一定以上、超えた場合につきましては、それ以上の負担がないような補助金制度というような形で、していただきたいなというふうに考えます。ということは、これが「希望ヶ丘」という勝浦中学校が出した2022年、ナンバー139番で、この中には、通学期間定期代というところが入っています。これが千葉県の勝浦中学校から行ったときの高校の定期代ということでありま。これから3割を引いてもらうということは、すごくいいなと思うんですけども、しかしながら、今、安房郡市、夷隅郡市、南房総、このほうについては定員割れをしているということでもあります。みんな、県北のほうに行ってしまうというところもあります。一つは、この地域の学校よりも、向こうがいいというような話の中に、やはり通学定期代、通学に対する金額が高い。だから、どちらかを選ぶ場合については、外房線のほうに行ってしまうというようなところもあるかと思います。

そうしますと、この郡内のほうの高校が今、定員割れして、減少しているというような状況でありますので、そうであれば、もう一步、踏み込んでもらって、郡内はみんな同一だよ。あるいは、ある地域までは同一だよということをしていただくと、子どもの高校を選択するところが自由になってくると。選択する結果は分かりません。どこに行きたいかというのは、その人が考えることでありますけれども、その高校に行く際に、定期代なんかを気にしないで、選択をすることができるということであれば、この地域の高校も、定員割れが少しでも軽減できるんじゃないかというふうな形で、新事業ということでもありますので、そのところをもう少しちょっと考えていただいて、この実施に向けてしていただきたいというようなことをちょっと御質問させていただきます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。76ページ、高校生等通学定期券購入費補助金の件でありますが、この補助金につきましては、移住・定住の促進、さらにJRの利用促進という観点から、補助を高校生のほうにもしようというふうに考えて、実施を考えているところでござい

ます。

令和5年度につきましては、提案しています定期代の30%を補助するということで、考えておりますが、議員御提案の一定額を超えた分への補助、さらに30%の補助率が、これがどういう効果なのかということも、今回の予算が認められまして、令和5年度での運用を開始した場合、その利用状況等々を検証して、その後の方向性を改めて考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。やはりこれは学校を選択する際ということで、令和5年度中にするというのであれば、早めの検討をお願いしたいと思います。そうしますと、令和5年度の中学生から、高校に行く際に、学校をどこにしようかというような決断の中にも、郡内でも行きたい。定期代が高いから行かないんだというようなことはなくて、どこに行っても定期代は変わらないんだ。私はこの高校に行きたいんだというような判断が、中学3年生が一生懸命考えて、そういうことも選択肢になってくると。

行く学校は、それは本人が決めます、しかしながら、そういう境遇をつくるということが、子育ての第一歩かなというふうに考えますので、これは要望してきたいと思います。

続きまして、76ページの通勤通学者特急券購入費補助金240万円であります。これにつきましては、この対象ということで、勝浦市外の自宅から勝浦市内の学校や事業所等に通勤通学するための特急券の購入ということでいうことで、条件が書いてありますけども、この積算が、利用者見込み数が10人ということになっています。

交付額につきましては、2万円掛けることの12か月、利用見込み数が10人で、240万円ということなんですけども、実は勝浦市は、国際武道大学があるということでもあります。今、勝浦市に住んでいる人もいますけども、意外と千葉県の中から通学している学生がいるということを聞いています。人数的なことにつきまして、私も把握していませんけれども、この新事業が当然、国際武道大学の学生のほうにも適用するんだと私は考えていますけども、その確認をしたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。同じく76ページ、通勤通学者特急券購入費補助金でございますが、議員お尋ねの国際武道大学の学生につきましても、対象というふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） そうであれば、10人という積算というのが、少し少ないのかなと思います。これは、周知のほうには徹底して、学生のほうにも周知していただいて、その需要を見込んだ予算額の増額をすることによって、武道大学の学生も増えるということも考えられます。市内で生活してもらえるという形で、本当にいい新事業だと考えていますので、それをよろしくお願いいたします。

次に、207ページです。勝浦中学校校舎改修等調査事業551万1,000円の財源、これについてお伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。この財源につきましては、財政課長からの説明

がありました、ふるさと応援基金からとなっております。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。これ、今、ふるさと応援基金ということなんですけども、令和4年12月に、皆さん御承知のように勝浦市学校教育施設整備基金条例というものを策定したと思います。

この趣旨としましては、市内中学校の教育環境の充実のため、学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てることを目的とするもの。市内小中学校の施設は耐震基準を満たしているものの、老朽化している校舎の対応は今後とも必要であることから、本条例を制定するというふうになっています。

それで今回、当初予算の概要というのがありまして、この21ページなんですけども、各種基金の状況というところがございます。ここにつきましては、学校教育施設整備基金ということで、3,651万5,000円ということで、令和4年度の積立てがされております。

しかしながら、令和5年度につきましては、積立額はゼロ、取崩し額もゼロ、変わらず3,651万5,000円が残っているということであって、ここでいう勝浦中学校校舎改修等調査事業、勝浦中学校校舎耐力度調査業務委託料ということになっています。これはまさに学校整備基金条例に合致するのではないかなと。そうであれば、ここからの切り崩しをするのか。あるいは、こういう項目があるということであれば、令和5年度、ここに積み増しをしていくのは当然であると。ここに何も動きがないということについて、ふるさと納税を使う、これだけじゃないと思います。

何でこの条例をここでつくったのか。それは、いろいろとあると思いますけども、目的がこうなんですね。これについて積み立てるか。やはりこの耐震のほうについては切り崩すか。それが明確じゃないと、この条例は何でつくったんだというような形になってくると思うんですけども、この内容についてお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。学校教育施設設備基金の取崩しにしない理由につきましては、勝浦市学校教育施設基金条例第5条により、学校教育施設設備の財源に充てる場合に限り、予算計上して、全部または一部を処分することができるとされております。

今回の勝浦中学校校舎改修等調査事業につきましては、勝浦中学校校舎のコンクリート躯体の劣化状況等を調査するものであり、直接的に施設整備を行うものではないという判断から、基金を充当しておりません。

また、令和5年度に積み立てていない理由につきましては、財産処分上の手続上、基金に積み立てるべき金額3,651万5,000円につきましては、本年度の予算計上していることから、令和5年度当初予算には計上しておりませんが、今後の予算執行の状況等を踏まえて、積立て等については検討すべきと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 取崩し云々ということよりも、この条例をつくったという趣旨は、勝浦市の教育施設のために基金をしますよというのが大前提だと思います。

であった場合につきましては、今回、取崩しではなくて積立て、少しでも。今言った勝浦中学校の改築、修復なんですけども、改築のためには今、ふるさと納税が来ているということであれば、100万円でも200万円でもここに積んで、この条例を生かしていただきたいなと要望し

ます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） では、お願いいたします。まず、第19号、令和5年度勝浦市一般会計予算の第2款総務費より質問させていただきます。

67ページ、庁舎食堂改修工事費276万1,000円についてなんですが、これは飲食スペースの天井と床の改修、照明等の改修というの、補足説明にありますけれども、これは、古くなった床と天井の貼り替え、また、照明器具の取替え程度の改修のみということと理解して、間違いないでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。今回、予算に計上いたしましたのは、庁舎の食堂の、平成4年3月竣工以来、衛生的な環境を維持改善という意味と、利用者が快適に利用できるような、衛生を主体とした工事でございます。

内容的には、ただいまの議員のほうでおっしゃられたとおり、まず天井の塗装を行います。壁についても塗装を行いまして、あと一部、壁に補修が必要な部分があったり、あと床にも剥がれている部分、剥離している部分がありますので、それらを補修させていただきます。あと、直接、衛生面ということではありませんけれども、環境的に整えるために照明をLEDの照明に設置替えたいと思っています。あわせて、床のワックスとか室内のクリーニング、それらを行う工事費を計上したところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。私はむしろ、この改修する機会にもう一步進めてもらえたらいいなという願いを込めての質問だったんですけども、食堂でのお食事、ラーメン系とかもう大好きなんですけど、おいしいし安いし、とても気に入っています。できれば、もっと明るい雰囲気にして、市民の方も気楽に利用できるようなになればいいなと、これ前から願っていました。

それには今、コロナの制限で、使えるテーブルは半数になっていますけれども、6人が利用できる大型のテーブルが6台ですか。そして、4人テーブルということで、1人で行くと、ちょっと気を遣ってしまったりします。

現在、見ても、1人か2人で、1人で来る方がほとんどじゃないかなと思うんですけども、できれば、テーブルの入替えまでできないんだろうかと。もっと言うと、壁面とか什器とかをちょっと片づけたりすれば、カウンターだってできるんじゃないのかな。1人が座りやすいようなカウンターの設置もできるんじゃないかなと思っているんですけど、この予算を組む際に、そういうようなリフォームというような形での意見とか、お考えというのは出なかったでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。先ほどの工事の考え方のとおり、まず衛生面とか快適な環境づくりということで、集客を促すという部分はないんですけども、庁舎を利用する方にもおいでいただけるような環境づくりは必要かなと思っています。

今回、工事は令和5年でございますけども、食堂内に手洗いがありませんけども、あれがちょっと古いということで、これは年度内に予算を、現計予算を工面しまして、改修する予定です。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） これは、あくまでもできればですけども、市民の方で、食堂があったんだという方とか、今の時期ですと、マイナンバーカードとか、あるいは確定申告とか来た人が、あるなら食べたかったとかそういうような友人、知人もおりまして、市民の方にもちょっと開かれた雰囲気というのが、あってもいいんじゃないのかなと。

あるいは、午後のお茶やコーヒーが、それはサーバーでも結構ですが、入れる雰囲気づくりというの、希望ばかりいろいろ言っちゃいますが、Pay Payが利用できるとかそういうような、委託業者との話合いとかも含めての検討いただけたら、ありがたいなと思ひまして。これは答弁いただかなくてもいいんですけども、いいですか。

○議長（末吉定夫君） 答弁、いいですか。

○6番（渡辺ヒロ子君） じゃ、お願いします、課長。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。まず、訂正させていただきますけども、食堂内の手洗いについては、既に改修済みだということで、大変申し訳ございませんでした。

あと、利用者側に立った運営でございますけども、これにつきましては業者のほうに、ただいまの御意見とかバリュー、利用者の方々の意見を私どものほうからお伝えして、利用しやすい仕組みづくり、環境づくり、訴えていきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと。先ほどの訂正いただいた洗面所のほうは、先ほど見て、きれいになったんだと。働いている方も、すごく喜んでおりました。

次の質問に行きます。同じく2款総務費の72ページ、若者等定住促進奨励金820万円について、質問いたします。これは補足説明に転入若者というのと、あと転居若者というのがありますけれども、転入というのはもちろん市外から勝浦へ住居を移した方、若者夫婦で、転居若者というのは、勝浦市内での移動、若者夫婦という認識で、合ってますでしょうか。

それから、転入の若者夫婦と転居若者夫婦との間には、取得奨励金の額に20万円の差があります。その根拠とか算定方法がもしあるならば、教えていただきたいと思ひます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、この若者等定住奨励金の話でございますが、これにつきましては、市外から転入も入れば、市内での転居の方も対象としているところでございます。

ちなみに令和4年度、現在までの実績でございますけども、全部で14件、520万円の交付をしているところでございます。うち、これ賃貸と取得がありまして、取得の場合は、市内の転居の方が10件、市外から転入された方が1件というところで、これ11件。あと、賃貸は3件ございまして、これにつきましては、市外から転入された方というところでございます。

これにつきましては要綱をもとに、勝浦市若者等定住促進奨励金交付要綱というのでございまして、その要綱に基づきまして行っているものでございまして、通常であれば、1世帯40万円で、その要綱の中で、転入若者夫婦を含む世帯につきましては、20万円の加算というような形でやっているとございまして、以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） 転入してくれる若者を強く求めるというこの施策というのは、本当に重要だと思います、これから考えると。ただ、外に出ていかない。若者が勝浦に残ってくれると、そこにも本当に力を入れていただきたいなというふうに思いますし、そこでのPRというんでしょうか。結構知らない人もいたりして、若者でね。隣の御宿に行くと、こうなのとかいう。ほかの地区のことのほうが知っている若者もいて、勝浦ではこうなんだよという、そういうような施策と、それからPRですね。で、少しでも勝浦に残って住めるような施策、あるいは広報活動等、よろしくお願いしますということで、これは終わりにします。

次に、行きます。3款の民生費、106ページ、高齢者タクシー利用料助成事業費971万8,000円について伺います。先日的一般質問で、1月では、申請したうち、つまり発券したタクシー券のうち、実際の利用者が50数%だったと答弁があったと思います。期限切れになる3月には、もっと増えるだろうというような御答弁もいただきました。

5年度の経常予算額は、今の971万8,000円というのは、4年度の当初予算1,065万1,000円と比べると、100万円ぐらいの減額になっております。その理由と、4年度の現況を踏まえて、この5年度ではこうしていこうと、何か変えていくようなお考えとか施策があれば、御説明ください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（渡邊 治君） お答えします。令和5年度の当初予算の減額、令和4年度と比較して減額した理由でございますけれども、高齢者タクシー利用料助成事業については、開始したのが令和2年度からとなりまして、3年度、4年度とコロナ禍の中、そういった状況で、この2年半で、申請者数や利用者数の傾向が徐々に分かってきたところでございます。

5年度においては、これまでの算定方法を精査した結果、減額という結果になりました。

参考までに、利用者数については、3年度から4年度については増えておりますので、よろしくお願いします。

また、5年度につきましては今後、また利用する方をまずは増やそうという考えでいます。申請者数を増やせば、おのずと利用者数も増えるというふうに考えております。まずは高齢者等の意見をお伺いするのはもちろん、あとは、対象年齢となった80歳になられたときに、申請を待つのではなく、こちらから「もう80歳になりました。この事業の対象になりました」という旨の申請書を含めたお知らせ文も、こちらから積極的に発信していこうかと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。積極的にそういうと、お聞きして安心したんですけど、若い人とかいけば、窓口に行くことができるんですけども、1人の方とか、高齢者世帯の方にとっては、申請に来るだけでも大変なことなのかなと思いますので、どうぞそういう手厚いサービスをお願いしたいと思いますが、この事業で助かると思っている方は多くいると思います。

これは、市民に対するサービスであると同時に、また、このタクシー会社にとっても、ある意味、企業支援ということにもなるんじゃないかな。つながるんじゃないかなと考えるんですが、勝浦市と、このタクシー会社との間での契約なり、あるいは要望とかの意見交換というような機会というのは持っているんでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（渡邊 治君） お答えします。タクシー業者と、この事業に関して直接、意見をお伺いする場はございません。

ただし、タクシー業者とは毎月、利用されたタクシー券とか請求書とか、そういった書類を市役所に毎月提出していただいておりますので、そのときに、カウンターでの立ち話程度ではございますが、利用の状況をお伺いすることはございます。

しかし、改めてタクシー業者と、高齢者の利用方法などについて、いろいろ意見を伺うことは大変重要だと考えておりますので、今後、そういった場を設けることも必要かなと考えております。

また、業者だけではなく、高齢者側からも、タクシーを利用した際の状況等を伺うことも、この事業を進めていく上で必要と考えていますので、そういった意見を伺う場をつくることも含めて検討していきたいと考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） 今、課長から御答弁いただいた、両方からの意見をというのは、とても大事なことだと思います。私の耳に入ったのは少数意見かもしれませんが、たまたまかもしれませんが、タクシーの方の電話対応なり、運転の方の対応なりで、不満を持たれた方という声を聞いております。

これは、今言ったのは高齢者の方ですが、あと、タクシー券とはちょっと離れちゃいますけれども、観光で県外から来た方が、同じようなことを言っておりました。できれば、タクシー業者、タクシー会社と市との、タクシーというのは本当に勝浦市の、ある意味、駅降りたときの顔にもなる場所ですから、意見交換というの、やっていただきたいなというふうに思います。

では、次の質問に行きます。

○議長（末吉定夫君） 渡辺議員に申し上げます。質疑の途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） では、次の質問に行きます。第6款商工費より、164ページ、商店街等にぎわい創出事業について伺います。先日の一般質問の御答弁で、ドローン配送事業に関しては、約1,900万円というお答えでした。その中で、今年度中に10ルートの開通を目指す。つまり、この3月までの間に、10ルートの開通になるということでした。

その1ルートを開通させるのに、申請等諸経費として、およそ約60万円かかるということです。ですから、この3月までに目標の10ルートが全て開通するとすれば、それが600万円ということになりますから、残りの1,300万円というのは、初期投資で全てもう消化されているということになるのかなと考えます。

この推察というのは、前回の一般質問での御答弁を聞いた上でのことなんですが、初期投資と言えば、通常で考えた場合には、もう2年目には必要ではなくなるんじゃないかなと思うんですが、5年度ではさらに、このドローン配送事業に関しては金額が増えて、2,500万円の計上になる

ということも課長のほうから説明がありました。

この大きく増額した理由ですね。5年度では、16ルートの開通を目指すということもおっしゃってございました。1ルートの開通につき、今年度の60万円よりは安くなるだろう——これは課長の考えかもしれませんが——というようなお話もありました。

もし仮に60万円だとしても、16ルート全て開通できたとしても、960万円、約1,000万円。ということは残り1,500～1,600百万円が、つまり5年度では、それが運用費ということになっていくのかなと、その辺りの疑問についてお答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、この商店街等にぎわい創出事業、人流分析と、いわゆるドローンとかの配送部分でございますが、ドローン等の配送部分の御質問ということで、お答え申し上げます。

この詳細をまず御説明申し上げたいと思うんですけども、令和4年度と5年度の比較につきまして、申し上げます。

令和4年度は当初予算で、3,650万円の予算がございましたが、一般質問のほうでお答えしましたとおり、3,096万5,000円ということで、実際やっております。これとの比較についてちょっと申し上げますと、まず、商店街のECモール化事業につきましては、770万円、令和4年度ですね。ありまして、それが令和5年度、これ予算でございますが、260万円。これはなぜ減っているかといいますと、ECモールのスマートフォンアプリ、これがもう完成しましたので、あとはこれをお客様がお使いになる。使うことによって苦情等もあれば、提案もあると思いますので、それを回収していかなきゃいけないといったところの経費というところで、要は維持管理にかかる経費ということで、減額になっているというふうに理解しております。

続きまして、陸送部分、これはEVバンによります陸送でございますが、これが429万円だったのが、300万円。これも、配送サービスの交通網の設計といった運営体制の確立、これが終わっておりますので、あとは運用するに際しての、当然、全域に拡大することで、車も増えますが、そういった基本的なところが出来上がっているからというところで、これは減額になっているというふうに理解しております。これは主なものだけ申し上げます。

ドローン部分ですが、これはルート設計から、あと飛行まで、それとあと人材育成まで含めまして、1,897万5,000円、これは令和4年度。これが3,560万円という見込みになっております。

これについては、どういった部分が増えているのかといいますと、まずドローンの飛行ルートにつきましては、10ルートから18ルートへ増加と。見積り上は15ルートになっておりますが、18ぐらいはできるだろうということで、18。このために飛行ルートの設定が、令和4年度が660万万円といったのが、850万円になっております。

続きまして、ドローンの飛行についてでございますが、これが1,072万5,000円、これは令和4年度の数字です。これが1,510万円になります。これについても、飛行範囲、ルートの拡大によりまして、ドローンの機数も増えます。飛行開始も増えるところから、増額になっているというところでございます。

そして、令和5年度におきましては、新規の新しいものといまして、ドローンの他用途開発を行うという予定でございます。これが1,000万円ということで、これはゼロから1,000万円に増えているところでございます。これはどういうことかといいますと、ドローンに際しまして、

単に物流ドローン、空輸用ドローンでございますが、ただ飛ばすだけでは、正直言いまして、あまり意味がないのかなというところから、例えば救援物資の空輸あるいは危険箇所の調査、また通常飛行している最中に高性能カメラを搭載いたしましての監視、そういったようなところをやっていければというところから今回、この分が増えているというところでございます。

令和5年度におきまして、こういったものを含めまして、こういったようなことを行うかといいますと、まず商店街のECモール化につきましては、アプリ、完成しておりますので、これを幅広く周知いたしまして、利用者増加を図る。参加店舗数の拡大を図る。また、当然のことながらシステム改修は行っていくと。あとカタログに関しまして、これまでは一部地域の配布でございますので、これを拡大していく。陸送につきましては、範囲を拡大いたしまして、市内全域をカバーできるようにしていきたいと考えているところでございます。

また、ドローンの空輸ルートにつきましても、現行10ルート、令和4年度中に開設いたしますが、さらに18を増やしまして、これも市内全域をカバーしていくと。どちらかという、陸送とドローンで市内をカバーするという、当然のことながら、陸送のほうが効率的であれば、そちらのほうを選択するのがよろしいと思いますので、陸送が不効率な地区、ちょっと失礼かもしれませんが、そういったところには、ドローンによる空輸を見ていくというところですよ。

先ほど申し上げましたドローンの多用途開発、そのほかに、御提案のありました商店街の活性化策といたしまして、アプリとか電話の注文による共同配送だけではなくて、商店街においでになった方、来訪された方が、いろんな店舗でお買物されていくと、荷物は当然増えますので、そういったところを1か所にまとめて、それを御自宅に配送するといったことも、令和5年度で検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） これも今、一生懸命メモしようとしたんですが、10ルート、4年度中にくると。それから次、18ルートまで、またさらに増やすと。なので、660万円が850万円ですか、に増える。そこまで理解できました。

それ以外のドローンの、結局システム構築なんではないかな。新しいこの施策とかいう。今年度はなかったものが、さらにそれが新しいことをやったために1,500万円とかいう辺りが、どこが正解なのかとか、それが妥当な、適切な数字なのかというのが、私たちやっぱり聞いて分からないので、これはもっといろいろと話を聞いたりとか、そういう専門業者に聞かないと分からないというところでもあります、正直。何て答えていいか分からない。ただ、クエスチョンマークがついたものが、とれないでおります。

通常、システム構築とかシステム開発というのは、先ほどECモール化とか陸送、これについては、すごくよく分かります。それがもうシステムが出来上がったから、今年はもう運用の経費だけになると。それはそうなんだなということで、理解できました。

ただ、その契約に対して、よく一般に、通常ですけれども、契約の内容によってだと思うんですが、システムとかつくった場合に、そのシステムの権利者というんでしょうか、著作権というんでしょうか。作成側が持っていて、制作側、制作会社が持っているということが多いたそうですね。それで、例えば会社が変わる。この事業に関して、途中で会社が変わるということはないと思いますが、事前の課長ヒアリングのときに、それはゼロではないという話も伺っておりますから、もし仮に会社が変わったときの、開通したときのルートとか、あるいは構築されたシス

テム等は、全て勝浦市が持てるのかどうか。契約内容がなっているのかなということを、多分、大丈夫と思いながらも一応確認させてください。

ということと、今年度、10ルートとか、5年度で18ルート増やすということで、市内全域というふうに書いてありますが、一般的な素人、私たち市民から考えると、ドローンが家先まで持ってきてくれるのかなと思って、勘違いする人、多いと思うんですよ。ただ、この18ルートとか、合計すると28ルートですかということは、例えばそれって、上野区なら、ここ。墨名だったら、ここみたいな場所が、降りるポートがあって、つまり、利用者はそこまで物を取りに行くということになるのかなと。取りに行くとしたら、そこから運べない利用者は、陸送を頼むんですとか、本当にそんなこと思っちゃうんですね。だとすれば、陸送で用が足りることが多いんじゃないかな。

ただし、災害のために、何かあったときのためにルートを開通させておくということは、すごく意味のあることだと思います。ただ、今、聞いていても、すごく莫大な費用がかかるということを見ると、そこまでかけて空輸に頼る。ドローン配送するメリットって、どこにあるんだろうか。

だとすれば、その分、3年たったときに、陸送のほう、ECモール化のほうがすごく活発になって、すごく利用者が増えて、この前の一般質問の答弁でいただいたような、独立して企業が、あるいは会社が独立していけるようなぐらいのサービスにしていかなきゃいけないわけです。

それは、あと2年しかないわけですよ。今のまま、利用者が十何人だったとか、店舗が7店舗とかということでは、本当にそれが賄えるんだろうかと。そのための費用は今後、どうしよう。あと2年たったときに、市として本当にそれが続けていけるだろうか。企業に渡せるんだろうかとかを考えると、どうしてもドローン配送へのクエスチョンマークが消えないんですが、どうでしょう。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。2点、御質問あったと思うんですが、まず2点目のほうからお答え申し上げますと、確かに今、現状では、庭先まで降りるところは、できないというところでございます。

したがって、議員、例で挙げられましたように、例えば上野地区だったら、ここ。墨名だったら、ここ。そういったところまでしか行けませんので、そこまでは、今のところ歩いて取りに行っていたら、あるいは、短い距離でしたら、例えば自転車とか、オートバイ使えるのであれば、それで取りに行ってもらおうとか、そういったようなところ。いずれにいたしましても、御自宅まではちょっと、運ぶことはできないということでもあります。

そうなりますと、自宅まで運んでほしいという方につきましては、陸送のほうを選んでいただくといったことになるというふうに思っております。

また今回、これ予算のほう、事業執行するに際しましては当然、中身は精査する必要がございますので、当然のことながら、それはやっていくというところでございます。

また、1点目に戻りまして、これがどこに帰属するのかというお話でございしますが、これについては、委託業者の、委託のほうです。今回、これの事業に関しましては、勝浦市商店街活性化推進協議会を立ち上げまして、そこに市が補助金を渡しまして、その活性化推進協議会が主体となって実際、事業を行っているところでございますが、そこが事業主体となっておりますので、

最終的には、このものにつきましては勝浦市には残るといふ。これは、あつてはならないことなんです、万が一、事業者がかわるといったような事態になつても、このシステム自体は勝浦市に残りますので、新規の事業者がこれを運用して、事業を行つていくということになります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） 今の、事業者がかわつてもというところですね。このシステム、構築されたもの、内容とかルートとか、それは引継ぎができるんだ。勝浦市にあるんだということを伺つて、安心をしました。

繰り返しになりますけど、このECモール化と陸送については、本当にいい取組だと思うんです。喜んでいる方、市民の方、多いし、商店街の方だって、ここに期待している方だって、たくさんいると思います。それは、本当に市が望んでいるとおりに、3年、令和7年度からということですね。7年度からの独立できるという道を、勝浦市もいろいろ考えていかなきゃいけないと思うんですが、それを広くアピールしていく。

また、勝浦の商店街をみんなで活性化しようというふうな市民の気持ちがないと、そこに注文する人も増えていかないと思うんです。同じだったら、もうアマゾンで頼んじゃおうで、済んじゃうわけですよ。そうじゃなくて、勝浦市でやっているこの施策は、買物弱者の方にとつても救われる道だし、また、商店街の活性化にも必要なんだということを市民一人一人に伝えて、利用してくれる方を増やすための方法ということ、2年間強くやっていかなければいけないと思っています。

ただ、このドローン配送については、まだ検討すべきところというのは、いっぱいあるんじゃないかと思うんです。これについての質問、もう3回目ですから、これ以上言えないんですけど、災害時のために、災害時のためだったらいいと思うんです。墨名区はここ、浜勝浦区はここ、勝浦区、松野区はここ。で、足りると思うし、それは、なくしてはいけないことかもしれませんが、この事業というのが1年ごとの単年契約であるということですから、内容を本当に検討して、今後も煮詰めていくべきだと思います。

それで、最終的には今年度10ルート、来年度18ルートとあります。市内全域とありますけれども、最終的にこのドローン配送とか含めて、この事業が目指す道というんでしょうか、市として。どこまでのことを考えているんでしょうか。それを伺つて、この質問の最後にします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この事業の最終的な目標といいますか、どういったことになるかというところでございますが、まずは、当然のことながら、商店街の商品を皆さん、お買い求めいただきたい。要は注文してほしい。

ですので、それに対しまして、いろんな形で、商店街の情報発信を行つていくと。その一つがECモールであり、またカタログであるというふうに認識しているところでございます。

あとは、これをお買い求めいただくに際しまして、どうしてもなかなか商店街まで行けないという方がいらっしゃる。あるいは、市外に住んでいらっしゃるお子さんが、勝浦に住んでいる御両親を心配なさっている方もいると思います。そういった方でも対応できるように宅配、御自宅まで郵送できるというのが一番だというふうに思っています。これは今のところはEVバンになります。

また、E Vバンになりますと、運転ですので、どうしても人件費がかかりますので、そういったところ、効率的なところができるのであれば、ドローンによります自動運転によるもの、これについては、広場まで取りに行っていたかなきゃいけないといったようなところもありますが、そこについては、効率化を図るという意味でも、ドローンによるもの、自動運行というものも考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

また、先ほど申し上げましたように、商店街を訪れた方がいろんな店でお買物すると、どうしても荷物重くなります。多くなります。そういったことも、1か所に持っていったら、あるいは最後のお店のところでお渡しできれば、そこから御自宅まで配送する。こういったこともなれば、商店街にも来訪しやすくなりますし、また、商店街の品物もお買い求めいただけると思いますので、そういったことも、やっていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、商店街の品物の情報発信と、E Vバンと陸送と、それからドローンによります、織り交ぜながら、そういった輸送も構築していければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） 引き続きよろしくお願いします。

同じく商工費の167ページから168ページに、かつうら観光ぷらっとフォーム事業2,501万8,000円の中に、1,917万3,000円の業務委託料がありますけども、そのほかに並べて観光交流施設観光案内業務委託料1,438万4,000円、そして観光案内所業務委託料478万9,000円というふうにあります。それぞれの委託している業務の内容について伺います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。167ページの観光ぷらっとフォーム整備事業のところでございます。

まず、観光交流施設観光案内業務委託料についてでございますが、これにつきましては、令和4年度、今年度まで、指定管理者の指定管理業務として委託しておりましたKAPPYビジターセンターの委託管理業務を、来年度から直営にいたしまして、業務委託による観光案内業務をやっていたかどうかとするものでございます。

これまで、令和4年度でございますが、1,241万2,000円の委託料を使いまして、指定管理者に対し、指定管理者は観光協会でございますが、そこにその中の人件費、消耗品費、光熱水費、燃料費等々をお渡しいたしまして、KAPPYビジターセンターの管理を行っていただく。あわせて観光案内業務を行っていただくというものでございます。

これからは、KAPPYビジターセンターの建物などの管理、建物の簡易な修繕とか、あるいは保守管理、浄化槽の保守管理、そういったものを市のほうで行いまして、観光案内業務に関しましては事業者のほうにお願いしまして、行っていただくというものでございます。

基本的には、これについて、カウンターの業務に関します人件費、それから通信運搬費とか、そういったようなものを支払うと。これによりまして、ビジターセンターの観光案内の業務を行っていただくというものが、内容でございます。

これに関しまして、なぜこういったことをしたかといいますと、これ指定管理業務といたしまして、今まで観光協会に対しまして、施設の維持管理のほかに施設の使用許可とか観光資源、イ

ベント等の情報収集及び提供、そういったことを行っておりましたが、どちらかというと、建物の維持管理に関しましては市で行って、観光案内業務のほうを主として行っていたのが、よろしいのではないかとということから、このような形をとったものでございます。

これによりまして、今まで指定管理者ですと、5年間は継続できるということになりましたが、これによりまして、1年ごとに実績を出していかないといけないという形になりますので、これによりまして、より一層、観光振興に資するものではないかなというふうに思っているところでございます。

また、もう一つの観光案内所観光案内業務委託料でございますが、これにつきましては、市内3か所あります観光案内所を、同様の理由によりまして、今まで指定管理者、指定管理といたしまして観光協会に委託しておりましたが、これも同じように直営にするというところで考えております。

この理由につきましても、やはりこういったようなところについて、施設管理は市で行い、観光案内業務は観光の専門に任せるとするのが一番いいと思ひまして、行ったものでございまして、これも同様に、指定管理5年間として継続できるというのではなくて、単年度ごとに実績を出していただくという形に切り替えていこうというものでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。

次に、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 議案第19号、歳出、5点あります。1点ずつ聞いていきます。

70ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目諸費、高速バス運行確保維持事業224万4,000円についてであります。この事業につきましては今年度の補正で、バスのラッピング導入ということで、始まりました。12月からだったかと思ひますけれども、まずは今年度、ラッピングバスの導入以降の利用客数について、お答えいただければと思ひます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。高速バス運行確保維持事業でございますが、昨年12月より、ラッピングをした高速バスが走っておりますが、利用実績ということで、東京－勝浦線の実績、実際にラッピングバスが走っているのは、東京から木更津の方面なんですけれども、実績は、東京から勝浦間の実績を申し上げます。

昨年12月、今年1月の2か月分の利用客数の合計ですが、上りの乗車人数が1,583人、下りの降車人数が1,471人となっております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 実際、ラッピングバス自体が走っているのは、東京－木更津ということだったんですけれども、SNSとかでは、勝浦のバスが走っているというのが、ツイッターだったり、いろんな情報が出ているんですね。

多分、勝浦出身の人だと、それを見て、うれしいと思うと思うんですね。それももちろんですけど、PR効果、宣伝効果もあると思ひます。あわせて、私はこれまでの議会の中でも、要望・質問等しておりますけれども、高速バスの運行、これは運行確保維持事業なので、高速バスを利用する人のための手だてをしていく必要があるかというふうに思ひます。

せんだつても、今ちょうど国際武道大学、入替えの時期等もあります。年度末ということもあります。高速武大入口ですか、あそこのバス停にこの前、7人待っていましたね。国道沿いに皆

さん、スーツケースを持っていらっしゃいました。学生らしき人もいれば、そうでない人もいました。前市長の土屋市長の御自宅の前でも、よく待っています。

宿戸のセブンイレブンもそうですけれども、バス停という、雨風しのげるものがやっぱり必要だと思いますし、あわせて、ちょっとした形のものでも構いませんので、バスターミナル、車で行って、そこに止めて、高速バスに乗っていけるような形、それが必要だと思います。

これは質疑ですので、それ以上のことはあれですけれども、行く行くは、そういうことを充実させていただきたいということで、これは再質問で、しようと思いましたが、要望しますので、課長、ひとつ、市長、併せてよろしくお願いしたいと思いますが、今ちょうど統括監とちょっと目が合ったんで、あえてお聞きします。

統括監、東京、こちら、行ったり来たりすることが多いかと思います。JRと高速バス、御利用されたことがあるかと思いますけれども、実際に我々なんかよりも、高速バスを利用する頻度は多分、統括監のほうが多いかと思いますけれども、こういった観光客含めて、またビジネス客、そして地元の勝浦市民も含めて、高速バスを利用するためには、私言ったようにバス停とかダイヤといったこと必要だと思いますが、統括監の御意見、もし伺えたら、お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。加藤政策統括監。

○政策統括監（加藤正倫君） お答え申し上げます。バスの利用者、非常に多くの方に御利用いただいているというふうに認識しております。

バス停あるいはバスターミナル、これはあったほうがというお声があるのも認識しておりますので、そういったお声、真摯に受け止めて、いかなる対応も排除することなく、検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 統括監、ありがとうございます。続いて2点目、76ページ、2款総務費、1項総務管理費の6目諸費、高校生等通学定期券購入費補助事業886万8,000円についてであります。

これ、通告しましたときには、勝浦駅を起点とした場合に、例えば安房鴨川駅、大原、上総一宮、茂原、千葉と書いたんですけれども、補足説明の資料に書いてありましたので、これについては、通告してありますけど、省略させていただいて、まずはこの高校生の通学定期券の購入の補助事業、来年度、4月からすぐになりますので、まずはこれを利用する方法といいますか、周知も含めて、どのように考えているか、お答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。高校生等通学定期券購入費の補助事業でございますが、まず利用方法につきましては、通学定期券の購入後に、おおむね6か月以内に学生証の写し、または在学証明書、さらに購入した定期券の写し等々の書類を添付の上、申請書兼請求書を市役所のほうに提出していただいて、それが認められた場合は、速やかに補助を該当者のほうにするというふうな考えでございます。

周知の方法でございますけれども、これ予算が認められた後、速やかに高校等々にこの話を差し上げて、高校生に補助があるよというふうに周知していきたいと。

ただ、購入後6か月以内ですので、購入してから気づいて請求していただいても、補助はございますので、そこら辺、1人も漏れがないような形で、周知をしていきたいというふうには考え

ております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） ありがとうございます。これ、予算上では6か月の定期券になっています。対象と考えているのが、半年分で考えているのか。通学定期の場合は1か月、3か月、6か月とあるんですけど、僕はもう分かりやすいから、6か月定期に絞っちゃってもいいかなと思うんですけども、夏休み行かないからとかいう人もいて、3か月とかいう人もいるようなんですが、その縛りの的に6か月だけで考えているのかについて、まず2点目、再質問で聞きます。

あわせて、これ説明書には、千葉方面から館山方面まで6か月定期券で、金額と人数、書いてあります。大多喜方面、皆さん、気づいたと思いますけれども、大多喜方面が50人、人数が多いんですけど、934万9,000円という形で、定期代がちょっと高いんですよ。これはいろいろ理由はあるんだと思いますけれども、私の知り得る範囲の中では、大多喜高校に通う生徒は、バスの生徒もいます。というのは、J R、いすみ鉄道だと高いということなのか。僕が聞いた話は、大多喜に通うんだったら、茂原、千葉のほう定期が安いからというような人もいらっしゃったんで、この辺も含めて、バス定期、大多喜高校の生徒に関しては、バスで通う生徒もいますので、その生徒も当然、対象になると思いますし、あわせて、実際、私も言われたんですけども、大多喜高校の生徒には、バスじゃなくて、バイクで通学している生徒いるんですね。部活やっていると、バスがないというような話も聞いていますので、バイク通学の生徒をどうするかという部分についても考えていただきたいということと、それについて、2回目、お聞きします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。3点ほど質問があったと思いますけれども、まず、1点目の6か月定期のみかという、対象が6か月のみかということでございますが、1か月、3か月も含めて、対象であるというふうに考えております。

2点目の大多喜へバスで通学する場合のということでございますが、大多喜から勝浦まで、バスで通った場合の定期券の額は、6か月で10万3,030円となっております。

3点目のバイクの件でございますが、この4月から行おうとする補助金については、バイクの通学は、対象となっていないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） バスのほうが高いということを知りました。ありがとうございました。

じゃ、3回目、最後ですけども、これは要望になります。高校生、今、J Rで通っている生徒が多くいると思います。一つの例を申し上げます。例えば下校時間、この後、高校生、部活をやっている生徒はまだだと思いますけれども、部活をしていない生徒なんかは、これから帰宅するかと思いますけれども、一つの例でお話しします。

勝浦駅に、例えばですけども、5時36分下りが、勝浦発が5時36分なので、夕方ですよ。5時35分頃には勝浦駅に着くんだと思います。例えばそれで降りて、大多喜方面の路線バスに乗ろうとしたときに、大多喜方面のバスは5時30分に出発しちゃっているんですよ。分かります？例えばバスの出発時間を10分遅らせていただければ、J Rで下りの電車に乗ってきて、勝浦駅に5時35分に着きます。そしたら、40分に出発してくれれば、そのバスに乗って、家に帰ることできるんですよ。そうすると、小湊鉄道にとっても、公共交通の維持にもなるわけですよ。例えば5時36分に勝浦駅に着いて、次のバスが、大多喜、最終ですよ。18時50分なんですよ。

もう一つ言いますね。もっと早い時間だとします。4時29分下りが発なので、4時28分頃、着いていると思います、勝浦駅にね。そして、例えばその電車で帰ってきました。茂原方面の生徒が帰ってきたとします。大原高校でもいいです。じゃ、大多喜の路線バスで帰ろうとしたときに、じゃ、バス、何時に出発しているかという、16時28分に勝浦駅に着いたとしますけど、バスは16時25分に出ちゃっているんですよ、3分前に。じゃ、次の電車という、さっき言った17時30分のバスに乗る形になるので、こういうところをやっぱり、JRのダイヤを動かせというのは厳しいかもしれないですけど。

ちなみに、この大多喜の路線バスには勝浦小の児童も乗ります。夕方の時間になると、勝浦の駅前の交番の警察官だったり、警察官じゃないんだけど、そういったガードしてくれるような方たちがついてくれているんですけど、こういうところにも、せっかくこの定期券の補助をするので、公共交通であるJRと小湊バスとか、やっぱり連携したような形の運行。例えば、あと10分、出発時間を遅らせてくれたら、高校生がバスに乗って帰れるじゃないですかという内容のものを今後、これは市長を含めて、ぜひ事業者側のほうにお話ししていただきたいということで、要望としてお伝えいたします。

続いて103ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、高齢者入湯料助成事業273万2,000円であります。この事業については、もう勝浦市独自の老人福祉費の事業として、もう皆さん、ずっとやられています。

この事業については小高御代福祉基金、全額充当している事業だというふうに認識しておりますけれども、このコロナ禍の中で、この入湯券助成事業の対象者数、申請見込み数、及び過去3年間の利用者数について、お答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（渡邊 治君） お答えします。まず、対象者数でございますが、令和5年1月末現在の70歳以上の方で、5,891名。5年度の申請者数の見込みは、829名を見込んでおります。

続いて、利用者の過去3年の推移でございますが、申し訳ありません。平成31年度は、集計ができておりません。令和2年度においては、490名。令和3年度は、452名。4年度は見込みですけれども、460名を見込んでおります。

なお、利用枚数は分かりますので、参考までに申し上げたいと思います。利用枚数は、平成31年度で、8,960枚。令和2年度で、3,225枚。令和3年度で、3,110枚。4年度の見込みでございますが、3,410枚。以上となっております。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） コロナの関係もあつたりしたんだと思います。令和、これは元年ですかね。8,960枚が、令和2年は3,225枚ということで、大幅に落ちております。

私は、勝浦が誇るべき、これは老人福祉施策事業だと思っていて、高齢者は月に1回でいいです。入湯券、温泉に入って、その後、御近所だったり、知り合いの方と、そこで、お風呂を出た後、談話しながら食事をとったり、そして、「あんた、最近どうなの」という話をして、リフレッシュして自宅に帰っていくということで、これ、本当にいいと思います。

それで、これをするに当たっての財源として、小高御代福祉基金というものがある、それがあって使えているんだと思って、本当に感謝すべきものだと思いますので、コロナもこれで、少し落ち着いてくると思います。楽しみにしている人とかも、じゃ、また行こうか。場合によって

は、最近、これ、うちの母もそうですけど、最近、行っても、知り合いがいなくて、今までいた人がいなくなっちゃった。お亡くなりになった方もいると思いますし、コロナで控えていることもあるかと思います。

そういったこともあるので、ぜひこれをやって、元気なお年寄りが増えることは、私はいいことだと思いますので、充実させていただきたいということで、お話しします。

続いて106ページ、同じように3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、高齢者タクシー利用料助成事業971万8,000円についてであります。これも前段者等、質問がありました。ダブるかもしれませんが、令和3年度の利用者数と昨年度ですね。また今年度のこれまでの、令和4年度の利用の見込み数について、お答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 質疑の途中でありますけれども、3時15分まで休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡邊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（渡邊 治君） お答えします。高齢者タクシー利用料助成事業に係る令和3年度の利用者数と、令和4年度の利用状況について、お答えします。

まず、令和3年度の利用者数は、567名。令和4年度の決算見込みとして、620名。令和3年度の利用枚数でございますが、5,079枚。ただ、このときは1枚につき800円ございました。今は400円でございますので、倍にしますと、1万158枚。令和4年度の見込みとして、1万2,873枚、前年度比126.7%。

詳細として、地区別で申し上げます。勝浦地区の令和3年度の利用者数は、396名。令和4年度の見込みで、419名。利用枚数は、3年度は3,533枚で、倍にしますと、7,066枚。令和4年度の見込みとして、8,548枚、前年度比121%。

次いで興津地区、令和3年度の利用者数114名、令和4年度の決算で、129名の見込みです。令和3年度の利用枚数として、1,057枚、倍にしますと、2,114枚。令和4年度の決算見込みとして2,672枚、前年度比126.4%。

続いて上野地区、3年度の利用者数は19名、4年度の決算見込みとして29名、利用枚数ですが、令和3年度が176枚、倍にしますと、352枚。令和4年度の決算見込みで、564枚。前年度比160.2%。

続いて総野地区、令和3年度の利用者数、38名。4年度の決算見込み、43名。3年度の利用枚数は、313枚。倍にしますと626枚。令和4年度の決算見込みで、1,089枚、前年度比174%となります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 課長、御答弁いただきました。旧勝浦、興津、上野、総野地区別で分けても、また枚数についてもお答えいただきました。丁寧な御答弁ありがとうございます。

今、聞いた限り、全般にもう増えているんですけれども、令和3年度と4年度の見込みですね。特に上野と総野の利用者が、利用枚数、利用頻度といいますか、が大幅に増えているということが明らかになりました。

これについては、課長からお話ありましたが、令和3年については、800円券12枚だったものを令和4年度、これ私、一般質問でお願いしましたが、400円券24枚にさせていただきました。当時の担当課長は長田議員であります。そういったことで、少しでも利用しやすいように、また、その400円券24枚に合わせて、デマンドタクシーの利用等もあわせて、そういうのもあって、この上野地区の160.2%、そして総野地区に関しては、再交付、再交付というんですかね。もう使い切った場合には、新たにということもあります。

2回目、ちょっとお聞きしますけれども、私、近所のおばあさんと話したときに、「タクシー券、なくなっちゃいそうなんだけど、最後、取っとなないと、何かあったときのために」ということを言っていたんですね。「いや、これ、もし使い切ったら、新たにまた再申請してくださいね。交付してくれますよ」ということをお話ししたんですけれども、それは、知らないお年寄りもいるということが事実でありますので、このことについても、もし総野地区、使い切っちゃった場合は、新たに交付で、使えますよというような、その辺の周知をぜひ、していただきたいということと、これは要望になりますので、課長、よろしくお願いいたします。

あわせて、先ほど渡辺ヒロ子議員のほうからお話ありましたが、ドライバーですね。それ、私の耳にも入っています。言葉遣い、どなられるような形で言われたりとか、運転について、これはデマンドタクシーも合わせてなんですけど、タクシー利用するのが怖いという人もいました、実際に。だから、その辺は、そういった方が1人だけいるのかもしれないし、全般的にそういう人がいるとは思いませんけれども、そういった、「タクシー利用するのが最近ちょっと怖いんだよね」というようなことをおっしゃられたお年寄りが、これは女性のお年寄りですけれども、いらっしゃったというのは事実ですので、この辺も併せて、事業者に対して、お話ししていただきたいと。

せっかく高齢者の足の確保という意味で、タクシーの利用料の助成事業をやっているにもかかわらず、怖い。乗りたくないというふうになってしまったら、もうとんでもない話になりますのでということをお話ししておきます。

最後、5点目の227ページ、9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費の中の学校給食共同調理場管理運営経費1億8,547万6,000円。このうち、賄材料費7,805万4,000円についてであります。この賄材料費の登録されている業者数、及び市内業者と市外業者の割合と、この業者の登録方法について、お答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。現時点での登録業者数につきましては、市内で9業者、市外は8業者となっております。

令和3年度における市内・市外業者での賄材料費の購入割合につきましては、市内業者が20.3%、市外業者は79.7%となっております。

登録方法につきましては現在、勝浦市学校給食用物資納入業者登録要綱に基づきまして、登録事務を実施しているところであります。告知方法は、広報かつうら、市のホームページ等で行っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） この賄材料の業者に関しては、毎年のように決算の中でも議論になります。市内業者と市外業者の割合、約20%と80%ですね。これ、米飯の関係も関わってきているんだと

思います。これが市内でとなれば、また大幅に変わってくるかと思いますが、賄材料の件について、2回目でちょっとお伝えしたい、聞きたい件がありましたので、あえてお伝えします。

最近、昆虫食が非常に今、テレビ等でも、はやっています。コオロギですよ。しきりにコオロギを食べさせようという報道が目立っていて、実は徳島県の、これ高校名、学校名は言いませんけども、徳島県のほうで、コオロギを給食として出しました。これはパウダーにして出したそうなんですけど。非常にいろいろニュース等々になって、もっとニュースになるのかなと思ったら、あまり報道されてないんですけれども。好きな人は、どんどん食べていただいて構わないと思いますけれども、食べたい人は。これ、子どもたちに給食で出すことについては私、絶対これ、もう阻止したいと思っていますので、あえてちょっと今回、質疑の中でお話ししました。

日本では、もともとイナゴですよ。イナゴというのは食べてきた文化があります。あるいは蜂の子とか。イナゴというのは稲が主食なようで、いいんですけども、コオロギ。コオロギは雑食で、死骸などを食べ、人は昔からコオロギは食べてこなかった。漢方では、コオロギには微毒があり、毒があり、不妊薬であり、特に妊婦は食べていけないというふうにされてきたようです。

さらにコオロギにはサルモネラ菌、これ、100度で加熱しても死なないらしいんですけども。サルモネラ菌がいたり、寄生虫、ハリガネムシなどがいて、とても危険だと。貧困にあえいでいた時代の人でさえ、食べてこなかった。

わざわざ何で現代人に、まして子どもたちに食べさせようとするのかというのが、私はちょっと信じられないという意味もあって、これはあえてこの場でお話しさせていただいて、勝浦市の子どもたちの学校給食というのは、これまでの議会の中でも話しましたが、子どもたちの健全な身体、そして、今では食育もあったりとか、そういうこともあります。

ぜひ、コオロギを食べさせるようなことだけは、間違ってもないようにしていただきたいと思いますので、昆虫食を含めて、食べたい人は食べていただいて結構だと思いますけれども、そうではないということで、これは最後、市長のほうに、コオロギ食について、お答えいただければというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。給食については、安全・安心を第1に考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 安心・安全が確認されるまではという意味だというふうに思いましたけれども、もう一度言いますね。最近、材料名でドライクリケットって書いてあるらしいんですよ。これ、コオロギらしいんですよ。ドライクリケット。

今、本当に話題になっていますので、ぜひ皆さんも、知らなかった方は、この件について承知していただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは、議案第19号、令和5年度勝浦市一般会計予算について、4点、質問をいたします。

まず1点目、76ページ、総務管理費の通勤通学者特急券購入費補助事業240万円について、お伺いします。これについては、通勤者については既に勤務先から通勤手当などの補助があるという

ふうに思っています。そこにあえて市税を投入して、この事業をやることの意義について、改めて伺いたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。特急券の補助の件でございますが、勤務先から通勤手当をもらっていると。その内容にもよりますけれども、特急乗車分の通勤手当も認められている場合は、今回の補助の対象外としたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 再質問で聞こうと思っていた部分を答えていただいたんで、ありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。159ページ、水産業費の漁村地域活性化事業4,145万6,000円についてであります。前段者からも質問ありましたが、改めて、事業の概要等、今後の事業の報告について、どのようなペースで、どのように報告をしていくかということについて、お聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。事業概要につきましては、先ほど申し上げましたが、新勝浦市漁業協同組合が実施します鵜原ダイビング施設の整備事業への国、県、市の交付金の交付事業でございます。

国の農山漁村振興交付金につきましては、補助対象事業費5,527万8,000円の100分の50、2,763万9,000円。県の交付金につきましては、100分の10、552万7,000円。市の交付金といたしましては、100分の15であります829万円。以上を合わせまして、4,145万6,000円を交付金として交付しようとするものでございます。

報告ということでございますが、市の交付金につきましては、勝浦市農山漁村振興交付金交付要綱に基づいて交付することになります。要綱におきましては、状況報告及び実績報告、これらに関する規定を設けてあります。事業の遂行状況につきましては、12月31日時点で市長に報告すること。また、実績報告につきましては、事業完了の日から起算して30日を経過した日、または、交付金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出することになっております。

また、国及び県の交付金交付要綱におきましても、それぞれ状況報告及び実績報告に関する規定が設けられているところでございます。

以上のことから、市といたしましては、事業主体から進捗状況を工事の節目節目に報告していただきまして、現地に赴き、目視による進捗状況の確認、及び実績報告等により確認していきたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ありがとうございます。1月の水産業振興対策審議会に私も委員として出席をさせていただきました。両漁協の組合長と水産関係者が集まって、水産業の今後について協議をした中で、非常に重要なテーマとして、今後、漁協なり、水産業者が新しい事業を行っていく際には、市としても何か補助の制度をつくっていかうとか、あるいは、漁業が今、本当に大変な中で、とる漁業から育てる漁業への転換ということで、養殖漁業も進めていかなきゃいかんというような議題が様々出たというふうに思います。

今回、4,145万円と非常に大きい予算ですから、今回、出ている水産関係の予算の中でも、非常に大きいというふうに思っていますので、なぜ、様々課題がある中で、この事業にこれだけの出資というか、お金を出すことにしたのか、その経緯について、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。本事業の開始に当たりまして、新勝浦市漁業協同組合から、こういう事業を行いたいんだけど、経営的に苦しい中、交付金・補助金等について、何か活用できるものはないかという投げかけがございました。

その中で、水産事務所、あるいは県、水産課と協議していく中で、漁村地域活性化交付金という交付金の活用をしていこうという、それで事業を実施していこうという結論に至ったものでございます。

先ほども寺尾議員の質問にお答えしたように、現在の施設が、あまりいい表現ではございませんが、老朽化している仮設の施設で、事業を実施しているものでありますので、これを改修、整備することによって、また利用者が増えて、漁協の収益向上につながるもの、そのように認識して事業への補助金、交付金交付を行って、支援していこうという経緯がございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） もちろんダイビングに関しても、観光と漁業の連携というか、魅力的な地域をつくるに当たって必要な事業だというふうに思いますので、何ら反対するものでもございませんが、一方で、新勝浦市漁協なんか今、カキの養殖なんかも始められたというふうに伺っていますので、私も生ガキ大好きですから、すごいな、ありがたいなと思うし、そうした事業にこそ、やはり予算をどんどん投入をして、新しいチャレンジに予算を使っていただけたら、ありがたいなというふうに思っていますので、引き続き、予算計上に当たっては慎重な判断をお願いしたいというふうに思います。御答弁は結構です。

次に、164ページ、商工費、商店街等にぎわい創出事業4,120万円についてであります。こちらについても先般、同僚議員のほうから様々質問ありました中で、令和4年度の実績については通告してありましたが、十分理解しましたので、取り下げます。

まず、質問としては、この令和4年度実績の反省点と、それを反映した今後のスケジュール、また勝浦中央商店会、興津商店街との連携状況について伺います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。まず、1点目の実績から反省点を生かしたスケジュールということでございますが、まず、今年度、令和4年度におきましては、提言をいただきまして、それから事業開始まで、どうしても時間がかかってしまったということがございます。そのために、非常にタイトなスケジュールになってしまったということが反省点でございます。

その中でも、関係者、また事業者、皆様の御協力によりまして、実績のほうを上げることができたと、まだ途中でございますが、上げることができる予定であるというふうに認識しているところでございます。

また、来年度につきましては、今回こういった時間かかってしまったところの反省点を生かしまして、早めに対応のほうをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、両商店街との連携状況でございますが、本事業につきましては、勝浦中央商店会、また

興津商店会、非常に御協力していただいているところでございます。したがいまして、この連携をさらに強化いたしまして、この事業のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 事業者側と両商店会とも情報交換、協力体制の構築を引き続き図っていただきたいというふうに思います。

特に今後の展開において、カタログの配布が現在あまり進んでいないのが非常に気になります。この事業を知っていただかないことには、利用者も増えないというふうに思いますので、現在は、新しい情報を更新したものの印刷とか、各連携予定の区長、役員への説明とか、あるいはカタログの配布協力を依頼している最中というふうに思いますが、今後、勝浦市全体にこの事業の内容が周知をされて、全市で利用が可能となる時期というのは、いつ頃を見込んでおりますでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、カタログの配布でございますが、議員がおっしゃいましたとおり、これにつきましては、あまり進んでいないというのが現状でございます。

ただ、関係の区長さん方には、お集まりいただいたり、あるいは訪問したりして、説明をしているというところでございます。

したがいまして、これにつきましては、ちょっと具体的な時期は今のところ未定でございますが、早めにやっていきたいというふうに思っているところでございます。

また、もう1点、ECモールのアプリのほうでございますが、これにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、もう完成しておりますので、チラシのほうも完成しておりますので、これにつきましては早めに配布していただきまして、事業のほう、おっしゃいますとおり、これを事業を周知しなければいけないというところがございますので、そのPRのほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） そもそも、この事業に対しては、同僚議員からも様々、手厳しい御意見もある中で、いかに成功に導くかということが重要だというふうに思っていますし、また、この事業は、商店街の活性化に向けて、買物困難者の利便性を高めるECモール事業、そして配送事業を担うことで、商店街の商圈拡大を企図する共同配送事業、また、即日配達による買物客の利便性向上、運送の効率化を図るためのドローン配送と、様々な要素が複合的にリンクして、勝浦市全体をよくしていこうという事業だというふうに理解しています。

どうしてもドローンばかりが目立ってしまうんですけども、あくまでドローン配送は事業達成の一手段で、本当に大切な部分は、まず一つに、この事業によって市内経済の循環を図ることですよね。つまり、現存している大手通販サイト宅配サービス——うちも使っています——があります。多くの市民の方がこうしたサービスを活用しておられますが、基本的に、これで買物をした市民のお金は、ほとんどが市外に流れていってしまっているというふうに理解をしています。便利ですけども。

そんな中で、例えば仮に市内の3,000世帯が月に2万円、こうした配送サービスに使っていると

仮定した場合でも、月間6,000万円近いお金が市外に流出しているんじゃないかなというふうに思います。あくまで仮の計算ですけれども。

また、そうしたことを防ぐために、この事業も、目的としてはあるんじゃないかというふうに理解していますし、商店街のECモール化によって、買物困難者の方をなくすことはもちろん、参加店舗等、魅力的な商品を増やして、市民の皆さんが地元商店の商品を購入して、商店街の活性化と併せて、市内経済が循環していくようにすることも、事業の大切な目的だというふうに思っています。でも、なかなか執行部からの答弁で、そういった背景とか目的が伝わってこないというのが、非常に残念だなという気がしています。

もう一つ、大きな目的の一つとして、地域の配送業を守るということもあると思うんですね。これ2024年問題あります。2024年には、運送業の残業規制が始まります。野村総合研究所の研究結果によれば、数年後には全国の35%、約35%の荷物が運べなくなる。そういった試算もあるわけですね。もし本当にそうなれば、大手の運送業者は、赤字路線ともなりかねない地方都市の配送が維持できるでしょうか。多分厳しいと思います。

注文した商品が、次の日に届きます、今は。スーパーに行けば、生鮮食品が並んでいます。そういったことは今現在、配送業の経営努力で成り立っている部分で、当たり前存在するものではないわけですね。

だからこそ、勝浦で、広い意味での共同配送事業をつくって、勝浦市内での運送業を守っていくことが重要で、そう考えると、例えば今後、大手の運送業者が厳しいとなったときに、言わば毛細血管部分である勝浦市内の運送を、この共同配送事業、勝浦の共同配送事業で請け負う。そこで利益を出して、市民の皆さんへの宅配業務は、なるべくコストを抑えていく。市民への配送料金を還元していくということです。ということが十分できる事業だと思うんです。そうすれば、市民にとっても、配送業者にとっても、まさにウィン・ウィンの関係になることができる可能性がある事業だというふうに思うんですね。

こうしたことをもうちょっと、先ほど前段者の方も質問されていましたが、この事業の目的は何ですか。最終的に目指すところはどこですかというふうに質問されているのですから、こうしたことも、資料等を見ると、しっかり書いてあると思うんですね。そこをもっと積極的にPRをしていただきたいし、どうも、こうした事業の本当に大事な部分が周知されていないというふうに思います。

ですから、質問としては、今後、カタログ配布、ECモールの周知等に当たっては、こうした事業目的をしっかりと周知していただきたいと思いますし、特にドローンなんかも、何でこれをやらなきゃいけないかという、今は、トラックに1つの荷物を運ぶために、空気と一緒にトラックに荷物を運んでいるわけですね、ガソリンをまきながら。

でも、それが今、カーボンニュートラル、自治体も達成しなきゃいけない目標としてあるはずです。その体制をいつまでもやっていていいのか。カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、自治体が目指すべき目標というのはあるわけですから、それを達成するための事業としても重要なはずなんです。

ルートにしても、昨年12月の法改正で、基本的には、個人宅までドローンで配送ができるようになったと思います。ただ、今、その制度をブラッシュアップしているという段階で、決して家まで運べないということではないはずなんです。両方合わせて、このルートが一つできれば、一

つつくるためには、国土交通省への申請、電柱との関係、電灯との関係、安全なルート等を含めて、一つの配送のインフラができるわけですから、これは勝浦市にとっても財産なわけですね。

そのための費用が高いか安いかわかりませんが、もちろんあると思いますけれども、そうしたことも必要なんですよということを、もうちょっと強くPRをしていっていただき、事業に対する理解者、協力者を増やしていくようにしていただきたいというふうに思いますが、今後の周知について、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。確かに、どうしても具体的な事例になって、変わってしまいまして、本来、確かに目的について、最終的には経済活性化、市内の経済活性化というところ、そこは御説明できなかったというところは反省しなきゃいけないというふうに思っております。

今後におきましては、この事業がどれだけ大切なことかというところは、当然のことながら周知しなければいけないというふうに思っておりますので、その点も含めまして、PRのほうを行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 次に、169ページの商工費、立体駐車場管理運営経費385万円については、こちらについては取り下げたいというふうに思います。

最後、196ページ、教育総務費、学校給食費補助事業3,837万6,000円についてであります。令和4年度の3月議会、予算委員会等での議論を踏まえて、この事業をどのように精査して、今回の予算提案に至ったのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。令和5年度、来年度から、勝浦市総合計画では、目指すまちの姿を「地域に支えられながら、子どもや子育て世代が安心して暮らし続けられるまちを目指します」とあります。

そのことを受けまして、その実現のために、施策の一つに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが重要であると考えまして、今年度に引き続き、学校給食費補助事業を継続実施するために、予算計上したところであります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ありがとうございます。提案理由としては、よく分かりました。

昨年の予算質疑、あるいは予算委員会の中で、今、子どもや子育て世代のためにという答えをいただきましたけれども、当時、我々議員の中で、子育て世代の3人全員が予算に反対したんですよ。何でかという、給食費を補助してもらいたいのは、ありがたい。けれども、だったら、形に残るような支援をしていただきたい。10年後、20年後の子どもたちにも使えるような施策にしていきたい。そのときに使って終わるような補助ではなくて、将来を見据えて、世代間で活用できるような、あるいは、子どもたちが実際に使えるような補助にしていきたい。いいんじゃないかなというふうに思っています。

今回、財源として、ふるさと納税から半額入っているというふうに思うんですが、これについても、今はふるさと納税があります。ですけれども、10年後に仮にふるさと納税の額が半減した。あるいは、もっと少なくなってしまったときに、財源としてふるさと納税を活

用している以上、この給食費の全額補助が続けられるのかなというふうに思います。

もし続けられなくなってしまった場合、今の子どもたちと10年後の子どもたちで、給食費に関しては、差が出てしまいますよね。もちろん、ふるさと納税がずっと好調であればいいというふうに思うんですけども。特に給食費に関しては、本当に今、困っている御家庭は要保護ということで、給食費の補助はあるというふうに思います。また、それに準ずる御家庭の子どもも準要保護ということで、給食費の助成はあるわけですね。

そこに、ふるさと納税を活用して給食費の全額補助と、本当にうれしいですけども、何かを無料にするためには、どこからか財源を持ってこなければいけないということでもありますので、いま一度、給食費補助について、将来的にも継続できるのかどうかも含めて議論をされたのかということについて、1点、伺いたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。この給食費無償化の財源につきましては、永久的なものではないということで、承知はしておりますが、令和5年度の予算計上につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、やはり子育て家庭の経済的支援、負担軽減を図るには、まず、給食の無償化を継続するという考えで、計上いたしました。以上であります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私も、3歳になる娘がおりまして、勝浦で生まれて育って、将来もずっと勝浦にいてくれたらうれしいですし、娘が本当に元気に育ってくれることだけが、自分の命以上に大切だというふうに思っています。

ですから、この勝浦市という市が、ずっと未来永劫続いてほしいというふうに思うし、そのためには、予算を含め、僕ら議員がしっかりと議論をしていかなきゃいけないというふうに思っています。

この後、委員会もありますので、質問としては以上であります。本当に子育て世代、我々、まさに現役子育て世代の意見も十分に加味した上で、予算については審議をしていただきたいというふうに思います。以上です。

延 会

○議長（末吉定夫君） お諮りいたします。本日の日程は、まだ一部残っておりますが、この程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。

明3月7日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

本日は、これをもって延会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時52分 延会

本日の会議に付した事件

1. 議案第10号～議案第18号の上程・質疑・委員会付託
1. 議案第19号～議案第23号の上程・質疑